

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	個人住民税・森林環境税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新潟市は、個人住民税・森林環境税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本市では、平成17年10月に新潟市情報セキュリティポリシーを策定している。これに基づき、継続した情報セキュリティ研修の実施、各課の情報セキュリティ確保に関する自主点検及び監査を実施し、必要な改善措置を行っている。

評価実施機関名

新潟市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税・森林環境税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務
②事務の内容 ※	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、個人住民税、軽自動車税及び事業所税の賦課に関する以下の事務。 ※森林環境税は個人住民税と併せて賦課する。 1. 個人住民税の賦課事務（※詳細は「(別添1)事務の内容」参照のこと） 個人住民税は、賦課期日(1月1日)時点において本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所や家屋敷を有する個人で、本市内(当該区内)に住所を有しない者に対して課税を行うものである。この賦課事務については、以下により行う。 (1)課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、市民税・県民税申告書等)を収集する。 (2)課税資料の内容をデータ入力する。 (3)課税資料から個人を特定し、賦課期日現在の情報とマッチングさせる。 (4)賦課期日現在、本市内に住民登録がない者については、住民登録地を確認し、本市に課税権がないと判断された場合には、住民登録地に課税資料を回送する。 (5)同一納税義務者に課税資料が複数提出されている場合は、集計内容を確認・修正する。 (6)扶養判定処理を行う。また、賦課期日現在他市区町村内に住所を有する被扶養者については、当該市区町村に対し、所得照会を行い、扶養要件を確認する。 (7)賦課決定を行い、税額決定通知書を出力する。 (8)普通徴収納税義務者、年金に係る特別徴収納税義務者及び特別徴収義務者に対し、税額決定通知書によって税額等を通知する。 (9)給与に係る特別徴収納税義務者に対し、特別徴収義務者を經由して税額等を通知する。 (10)修正申告や異動届出書の提出等がなされ賦課が変更となる場合、税額変更通知書によって通知する。 (11)未申告者に対し、個人住民税申告の依頼通知を送付する。 (12)生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は、減免申請書を受け付け減免を行う。 (13)各種証明書の交付申請に基づき、納付状況等を確認した上で証明書を交付する。 2. 軽自動車税の賦課事務（※詳細は「(別添1)事務の内容」参照のこと） 軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点において、本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。この賦課事務については、以下により行う。 (1)軽自動車等を購入又は譲渡により所有した場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に、申告を受け付ける。 ①三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会新潟主管事務所で申告を受け付けし、本市へ回送される。 ②二輪の小型自動車に関しては北陸信越運輸局 新潟運輸支局で申告を受け付けし、本市へ回送される。 ③二輪の軽自動車に関しては全国軽自動車協会連合会新潟県事務取扱所で受け付けし、本市へ回送される。 ④原動機付自転車・小型特殊自動車に関するものは、本市で申告を受け付ける。 (2)申告された内容を基に課税し納税者に納税通知書を送付する。 (3)生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は減免申請書を受け付け、減免を行う。 (4)納税証明書の交付申請に基づき、納付状況等を確認し証明書を交付する。 3. 事業所税の賦課事務（※詳細は「(別添1)事務の内容」参照のこと） 事業所税は、本市内の事業所等において一定の規模以上(事業所用家屋の延床面積1000㎡超又は合計従業者数100人超)の事業を行う法人又は個人に対して課税を行うものである。このうち、個人にかかる賦課事務については、以下により行う。 (1)事業所税申告書、納付書を作成し、送付する。 (2)課税資料(申告書、減免申請書、更正請求書)を受け付ける。 (3)課税資料の内容に不備がないか点検し、不備がある場合には納税義務者に照会し、訂正を依頼する。 (4)課税資料の内容をデータ入力する。 (5)対象となる者には、減免決定又は更正決定の通知を行う。 (6)納税証明書の交付申請に基づき、納付状況等を確認し証明書を交付する。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	市民税オンラインシステム
②システムの機能	個人住民税、森林環境税、軽自動車税、法人市民税、事業所税の賦課及び証明発行にかかる業務を行うもの。以下の機能(サブシステム)を有する。 1. 宛名システム 住民、住登外者、法人の宛名を管理するもの。同一宛名に対して税目別の送付先に関する機能や宛名を関連付ける(読み替える)機能を有する。 2. 個人市県民税システム 課税資料の取込み、税額等の計算、帳票出力機能を有する。 3. 法人市民税システム 届出書等をシステムに取込み、納税通知書などの帳票を出力するもの。 4. 軽自動車税システム 軽自動車税の車両情報を管理するもの。賦課データ及び納税通知書の作成機能を有する。 5. 事業所税システム 各種届出書及び申告書をシステムに取込み、課税データなどを管理する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (介護保険システム、後期高齢者医療保険料徴収管理システム、電子収納システム、コンビニ交付システム、申告支援システム)
システム2	
①システムの名称	地方税電子申告システム
②システムの機能	地方税共同機構が地方税の電子申告の受付を可能にするために運営している、地方税ポータルシステム(eLTAX)と連携して、地方税の電子申告を可能にするもの。以下の受付サービスを行うことができる。 1. 地方税の電子申告等(各税目の電子申告、給与支払報告書等の電子的提出等) 2. 公的年金からの個人住民税の特別徴収(天引き)に関するデータ 3. 国税庁所管データ(所得税確定申告等) 4. 税額決定通知
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム3	
①システムの名称	課税資料管理システム
②システムの機能	各種課税資料をイメージ管理するもの。以下の機能を持つ。 1. 基本業務機能 各種課税資料のイメージデータ作成・登録、同データの検索・閲覧 2. メンテナンス業務機能 イメージ閲覧画面で使用する各種機能のメンテナンス、作業ログ閲覧 3. バッチ処理機能 電子媒体により受け付けた課税資料のイメージ作成、他市への回送資料の印刷 等 4. 地方税電子申告システムとの連携処理業務機能 同システムにより受信した資料情報の取り込みとイメージ作成、関係リストの出力
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()

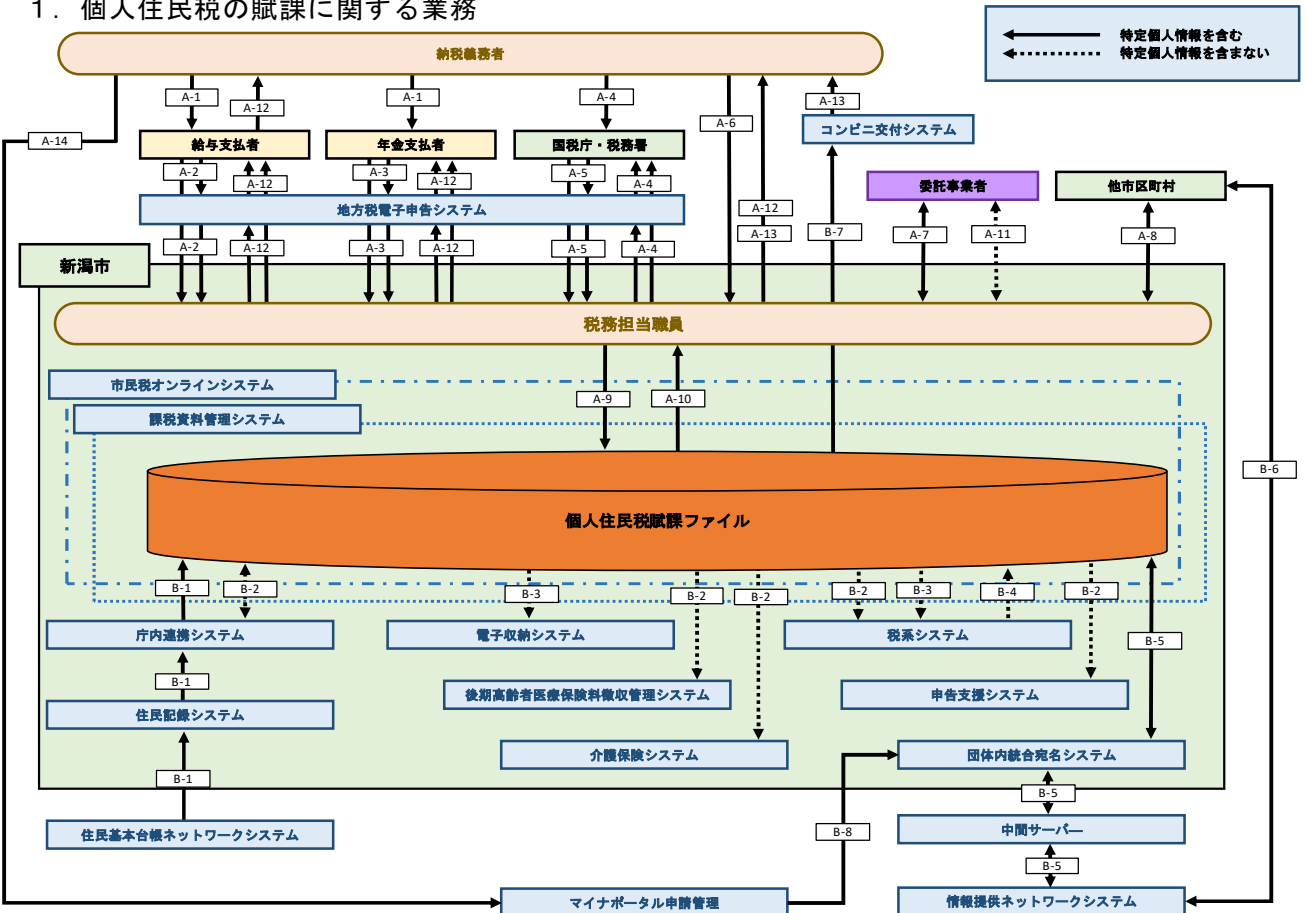
システム4	
①システムの名称	申告支援システム
②システムの機能	確定申告や市民税・県民税申告の受付時、申告会場において、申告者と対話をしながら所得・控除等の入力を行い、申告書や収支内訳書などをその場で作成できるシステム。市民税・県民税申告書については、受け付けた内容をデータ化し、市民税オンラインシステム及び課税資料管理システムに引き渡す。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム5	
①システムの名称	税系システム
②システムの機能	次のサブシステムにより構成される。 1. 収納管理システム 各課税システムから連携される課税情報に基づき納付された収納情報を管理する。 2. 滞納管理システム 各課税システム及び収納管理システムから連携される情報に基づき、滞納情報を管理し滞納整理業務を支援する。 3. 業務共通システム 税系システムの各サブシステムに共通して必要となる機能を提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 既存業務システム ）
システム6	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	個人番号・宛名コード・統合宛名番号の紐付け管理、及び庁内情報連携等の機能を提供するもの。 1. 番号の管理 統合宛名番号の新規付番、及び個人番号・統合宛名番号・宛名コードの関連付けを行う。 2. 統合宛名番号の検索 住所・氏名等を検索条件とした統合宛名番号検索を行う。 3. 中間サーバー格納用データの中継 各業務システムにおいて、他団体へ提供するために作成した中間サーバー格納用データを、中間サーバーへ転送する。また、異動発生時の更新情報も同様に行う。 4. 情報提供ネットワークシステムとの情報連携 各業務システムからの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求メッセージを中間サーバーへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバーから受取り、照会元の各業務システムへ転送又はデータを書き込む。 5. 職員認証・権限の管理 団体内統合宛名管理システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 6. 情報連携記録の管理情報連携記録の生成・管理を行う。 情報連携記録の生成・管理を行う。 7. 申請データ格納 マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号する機能 8. 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバー、既存業務システム ）

システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	情報提供ネットワークシステム・団体内統合宛名システム間のデータ受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を提供する。 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 各業務システム接続機能 中間サーバーと各業務システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （団体内統合宛名システム）
システム8	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1. 本人確認情報検索 統合端末において入力された基本4情報をキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム9	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	1. 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2. 地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （団体内統合宛名システム）

3. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税賦課ファイル 2. 軽自動車税賦課ファイル 3. 事業所税賦課ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・賦課に関する事務においては、納税義務者等からの各種申告書等を受け付け、市民税オンラインシステムに取り込んだ上で、賦課決定を行う。 この各種申告書等には、番号制度により、個人番号の記載が求められることとなる。このため、市民税オンラインシステムにおいて特定個人情報ファイルを保有し、事務を行う必要がある。 ・また、特定個人情報ファイルに記録されたデータのうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号利用法」という。）第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定されるものについては、情報提供ネットワークシステムを利用して、情報照会及び提供を行うこととなる。 ・以上の事務上の必要性に加え、個人番号により対象となる個人を確実に特定し、正確かつ公平、公正な課税を行うという点においても、特定個人情報ファイルの取り扱いが必要である。
②実現が期待されるメリット	1. 行政事務の効率化 ・各種申告書等を、個人番号をキーとして名寄せ及び突合することで、納税義務者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握することができる。 ・現在は紙で照会している他の市町村の所得情報を、情報提供ネットワークシステムを利用することで効率的に取得することができる。 2. 納税義務者の利便性向上 ・現在添付書類の提出を求めている生活保護や障害者手帳の情報などを、情報提供ネットワークシステムを利用することで、添付書類を省略でき、納税義務者の負担を軽減することができる。 3. 公平、公正な課税の実現 ・個人番号を用いた情報の名寄せ、管理を行うことにより、申告内容等を的確に把握し、より正確に賦課決定を行うことができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号利用法第9条第1項の別表24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供を行うもの） 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、50、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の各項 （情報照会を行うもの） 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

1. 個人住民税の賦課に関する業務



(1) 事務の流れ

- A-1 扶養親族等の届出
- A-2 給与支払報告書、異動届出書等の提出
- A-3 公的年金支払報告書等の提出
- A-4 確定申告書、扶養状況の提出
- A-5 所得税申告書等の提出
- A-6 確定申告書、市民税申告書、減免申請等の提出
- A-7 データ作成依頼、データ受領
- A-8 課税資料の回送
- A-9 各種データ入力
- A-10 賦課決定
- A-11 納税通知書等印刷・封入封緘の依頼、通知書受領
- A-12 賦課結果の通知
- A-13 課税証明書等の交付
- A-14 市民税申告書の提出

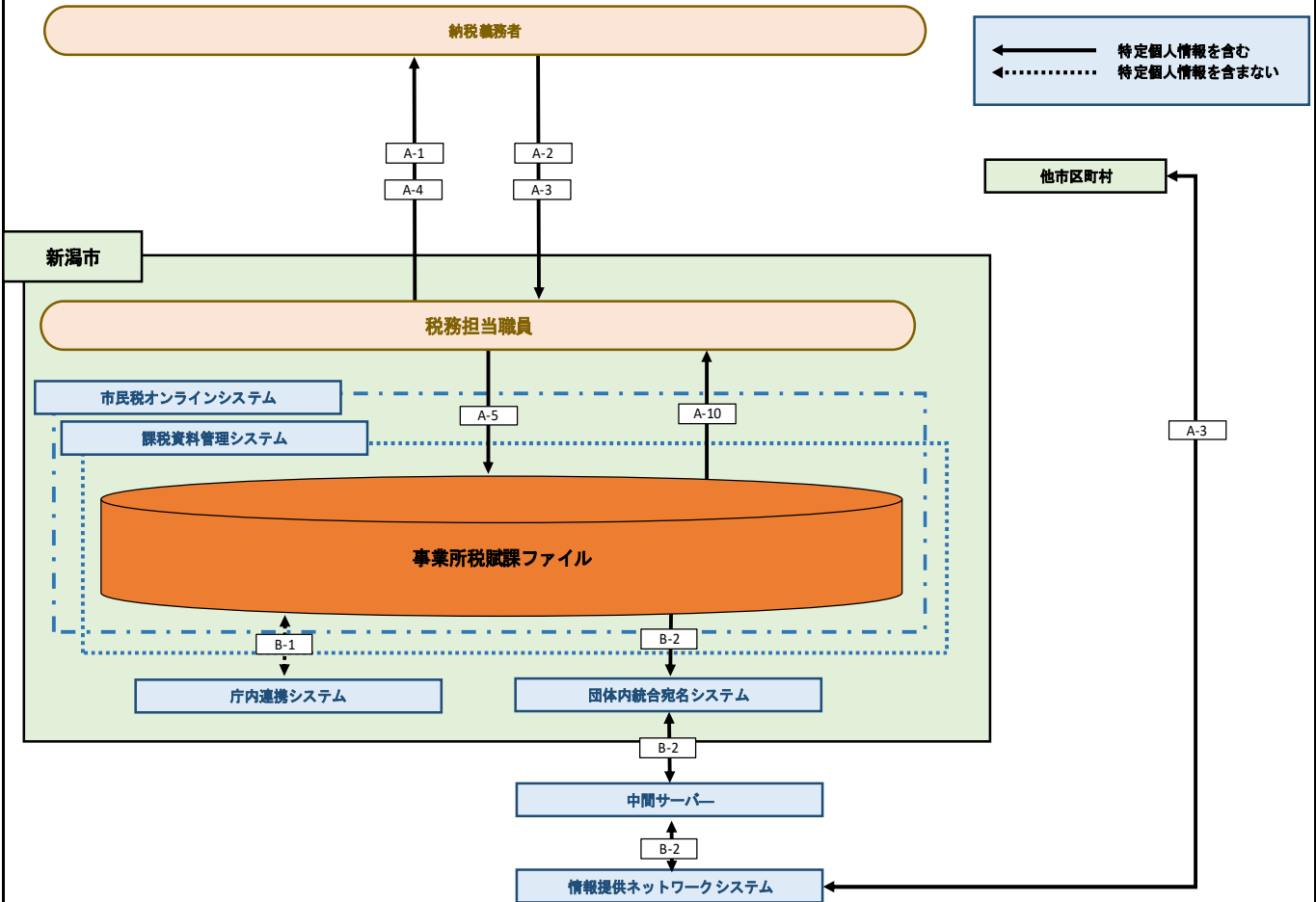
(2) データの流れ

- B-1 住民異動情報、個人番号の連携
- B-2 課税情報等の連携
- B-3 納入書の発行情報の連携
- B-4 納付情報の連携
- B-5 情報提供ネットワークを介して提供する特定個人情報の連携
- B-6 特定個人情報の照会、取得、提供
- B-7 課税情報、納付情報等の連携
- B-8 市民税申告情報の連携

(備考)

(別添1) 事務の内容

3. 事業所税の賦課に関する業務



(1) 事務の流れ

- A-1 事業所税申告書、納付書の作成、送付
- A-2 事業所税申告書の提出
- A-3 減免申請書、更正請求書の提出
- A-4 減免決定通知書、更正決定通知書の送付
- A-5 各種データ入力

(2) データの流れ

- B-1 課税情報、納付情報の連携
- B-2 情報提供ネットワークを介して提供する特定個人情報の連携
- B-3 特定個人情報の照会、取得、提供

(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
1. 個人住民税賦課ファイル 2. 軽自動車税賦課ファイル 3. 事業所税賦課ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル 本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有する者も含む)。 3. 事業所税賦課ファイル 個人の事業所税の申告納付期限(3月15日)まで又は随時に申告書等(事業所税申告書(期限後及び修正の申告書を含む)、事業所税減免申請書、更正請求書)の提出があった者。
	その必要性	・賦課に関する事務においては、納税義務者等からの各種申告書等を受け付け、市民税オンラインシステムに取り込んだ上で、賦課決定を行う。 この各種申告書等には、番号制度により、個人番号の記載が求められることとなる。このため、市民税オンラインシステムにおいて特定個人情報ファイルを保有し、事務を行う必要がある。 ・また、特定個人情報ファイルに記録されたデータのうち、番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に規定されるものについては、情報提供ネットワークシステムを利用して、情報照会及び提供を行うこととなる。 ・以上の事務上の必要性に加え、個人番号により対象となる個人を確実に特定し、正確かつ公平、公正な課税を行うという点においても、特定個人情報ファイルの保有が必要である。

	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 3) 50項目以上100項目未満	2) 10項目以上50項目未満 4) 100項目以上
④記録される項目	[100項目以上]	
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号)	
	・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報	
	・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
その妥当性	・識別情報 個人番号：申告書等の対象個人を正確に特定するため その他識別情報：庁内他システムと連携する際の符号として使用するため ・連絡先等情報 4情報：申告書等の対象となる個人を正確に特定するため 連絡先(電話番号等)：申告書等の内容を確認する場合に必要なため その他住民票関係情報：対象者の賦課期日時点での世帯情報を把握するため ・業務関係情報 国税関係情報：各種控除等、個人住民税の課税上必要な情報を把握し、賦課を行うため 地方税関係情報：賦課に係る事務を行うため 生活保護・社会福祉関係情報：生活保護の給付状況を、賦課決定時に参照するため 年金関係情報：年金所得等を把握し、個人住民税の賦課を行うため	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	財務部市民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民生活課、納税課、各区健康福祉課、各区保護課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、日本年金機構、北陸信越運輸局新潟運輸支局 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 各市区町村 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者、年金支払者、全国軽自動車協会連合会新潟県事務取扱所、軽自動車検査協会新潟主管事務所 ） ☐ その他 （ 新潟県市長会 ）	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 地方税ポータルシステム(eLTAX) ）	
③入手の時期・頻度	1. 個人住民税賦課ファイル (1)確定申告書、個人住民税申告書 …年1回、2月中旬～3月中旬 (2)給与支払報告書、公的年金等支払報告書 …年1回、1月 (3)修正・訂正等の申告、申請 …申告、申請を受けた都度 (4)その他随時の申告、申請 …申告、申請を受けた都度 2. 軽自動車税賦課ファイル (1)原付・小型特殊自動車の軽自動車税申告書…申告を受け付け都度 (2)軽自動車税減免申請書…年1回(申請期間:5月上旬～下旬) 3. 事業所税賦課ファイル (1)事業所税申告書(期限後及び修正の申告書を含む) …年1回、2月中旬～3月中旬 (2)事業所税減免申請書 …年1回、2月中旬～3月中旬 (3)期限後及び修正の申告 …申告を受けた都度 (4)更正請求書 …請求を受けた都度	
④入手に係る妥当性	地方税法等の関係法令において、納税義務者、国税庁、年金保険者、給与支払者(事業主)は、各種申告書等を定められた期間に提出することが定められている。これより、特定個人情報の入手を行っている。	
⑤本人への明示	・本人(代理人)から入手する場合は、本人(代理人)に対し、使用目的等を文書で明示又は口頭で説明する。 ・本人(代理人)以外から入手する場合は、番号利用法第14条第2項及び第19条各項で定める規定による。	
⑥使用目的 ※	賦課事務を公平・公正かつ効率的に行うため。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	財務部市民税課、各区区民生活課、窓口サービス課、各出張所
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		1. 個人住民税賦課ファイル ・賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族を登録し管理を行う。 ・納税義務者等より提出される課税資料及び減免申請書等を登録する。 ・各種課税資料の合算を行い、徴収区分を決定し、課税額を決定する。 ・普通徴収納税義務者、年金に係る特別徴収納税義務者及び特別徴収義務者に対し、税額決定通知書によって税額等を通知する。 ・給与に係る特別徴収納税義務者に対し、特別徴収義務者を經由して税額等を通知する。 ・申請により納税証明書を発行する。 2. 軽自動車税賦課ファイル ・本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する車両情報を軽自動車税申告書等から登録する。 ・申告書等から車種等を割り出し課税額を決定する。 ・車両の所有者又は使用者(納税義務者)に対し、納税通知書を送付する。 ・納税義務者から減免申請書を受け付け登録する。 ・減免申請書から減免額等を決定し、減免決定通知書を送付する。 ・申請により納税証明書を発行する。 3. 事業所税賦課ファイル ・個人の事業所税の申告納付期限(3月15日)まで又は随時に申告書等(事業所税申告書(期限後及び修正の申告書を含む)、事業所税減免申請書、更正請求書)の提出があった者を登録し管理を行う。 ・申告書等の内容を点検し、課税額を決定する。 ・対象となる者には、減免決定又は更正決定の通知を行う。 ・申請により納税証明書を発行する。
	情報の突合 ※	新たに入手する特定個人情報、各ファイル内で保有する宛名情報、本人(代理人)の申出又は他の団体や庁内他部署等より入手した本人の住民記録情報との突合により本人確認を行う。
	情報の統計分析 ※	納税義務者数、税額等の統計は行うが、特定の個人を判別し得るような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・申告内容の正当性を確認し、個人住民税額、軽自動車税額、事業所税額を決定する。 ・生活保護や障害等の理由による減免決定を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (8) 件	
委託事項1	市民税オンラインシステムの運用保守業務	
①委託内容	市民税オンラインシステムの運用保守業務において、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル 本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有する者も含む) 3. 事業所税賦課ファイル 個人の事業所税の申告納付期限(3月15日)まで又は随時に申告書等(事業所税申告書(期限後及び修正の申告書を含む)、事業所税減免申請書、更正請求書)の提出があった者。	
その妥当性	各税目において正確かつ公平・公正な賦課を行うため。	
③委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害等の緊急時及びシステム ○ その他 (ムの運用保守を行う上で必要不可欠な場合で、当課が許可した場合にのみ) 取扱いを許可している。	
⑤委託先名の確認方法	新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑨再委託事項	同上

委託事項2		課税資料管理システムの運用保守業務
①委託内容		課税資料管理システムの運用保守業務において、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル 本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有する者も含む) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)
	その妥当性	各税目において正確かつ公平・公正な賦課を行うため。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害等の緊急時及びシステム ☒ その他 (ムの運用保守を行う上で必要不可欠な場合で、当課が許可した場合にのみ) 取扱いを許可している。
⑤委託先名の確認方法		新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社ジェイエスキューブ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑨再委託事項	同上

委託事項3		地方税電子申告システムのASPサービス提供業務	
①委託内容		地方税電子申告システムのASPサービス提供業務において、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル (委託事項なし) 3. 事業所税賦課ファイル 個人の事業所税の申告納付期限(3月15日)まで又は随時に申告書等(事業所税申告書(期限後及び修正の申告書を含む)、事業所税減免申請書、更正請求書)の提出があった者。	
	その妥当性	各税目において正確かつ公平・公正な賦課を行うため。	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害等の緊急時及びシステム運用保守を行う上で必要不可欠な場合で、当課が許可した場合にのみ) [○] その他 (取扱いを許可している。)	
⑤委託先名の確認方法		新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社TKC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項4		納税通知書等の発送前処理業務	
①委託内容		本市において印刷した納税通知書等のブックニング、封入及び封緘作業を委託。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル 賦課期日(4月1日)時点で、本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有する者も含む) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)	
	その妥当性	納税義務者に対し、法令に定められた期日までに確実に通知を行うため。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		入札により委託契約するため未定。	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項5		市民税・県民税申告書の発送前処理業務	
①委託内容		本市において印刷した市民税・県民税申告書の折、封入及び封緘を委託。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル (委託事項なし) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)	
	その妥当性	申告者が、法令に定められた期日までに確実に申告を行うよう案内するため。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		毎年度入札により委託契約するため未定。	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	
	⑨再委託事項	同上	

委託事項6		特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)の印刷業務	
①委託内容		特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)の印刷を委託。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル (委託事項なし) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)	
	その妥当性	納税義務者に対し、法令に定められた期日までに確実に通知を行うため。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		新潟市印刷業務アウトソーシング共同企業体	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項7		課税資料データ入力業務委託
①委託内容		紙で提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、軽自動車税申告書等)を専任のオペレータが専用の機器を使用しデータ入力を行う。データ入力後、本市のデータ形式へ加工し納品する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル 本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有する者も含む) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)
	その妥当性	各税目において正確かつ公平・公正な賦課を行うため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		入札により委託契約するため未定。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項8		市民税・県民税に係る通知書印刷等業務
①委託内容		市民税・県民税に係る通知書の用紙作成、印刷及び丁合等の業務を委託。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル 賦課期日(4月1日)時点で、本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有する者も含む) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)
	その妥当性	納税義務者に対し、法令に定められた期日までに確実に通知を行うため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		入札により委託契約するため未定。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (400,000) 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	番号利用法第19条第8号に掲げる情報照会者及び同法第19条第9号に掲げる条例事務関係情報照会者
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号及び第9号
②提供先における用途	特定個人番号利用事務及び特定個人番号利用事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <u><選択肢></u> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	提供の求めを受けた都度

提供先2	国税庁、都道府県、市町村	
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第10号	
②提供先における用途	適切な課税	
③提供する情報	地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (地方税電子申告システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙	
⑦時期・頻度	随時	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		1. 市民税オンラインシステム及び課税資料管理システムにおける措置 ・特定個人情報を管理しているサーバーの設置場所では以下の物理的対策を行っている。 ①建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ②サーバー室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ③サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付のサーバーラックに設置している。 ④該当システム基盤のサーバログインは、ID／パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 ・システムには操作権限が必要となっており、また、システム利用が可能な端末も制限している。 2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 - なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 - ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 - 日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 3. 紙媒体等における措置 施錠可能な保管庫及び倉庫に保管しており、入室はIDカードで制限している。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ [6年以上10年未満] 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	法定の更正期間に対応するため。
③消去方法		1. 市民税オンラインシステム及び課税資料管理システムにおける措置 ・保管期間を過ぎたデータについては、適宜システムから削除を行う。 2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 - さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 3. 紙媒体等における措置 ・保管期間を過ぎたものについて、シュレッダー又は溶解処理を行う。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【別添2・別紙】 市民税オンラインシステム データベース全記録項目のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

1. 個人住民税賦課ファイル
2. 軽自動車税賦課ファイル
3. 事業所税賦課ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1. 事務における措置 ・各事務における申告書等については、本人又は本人の代理人が提出するものであり、個人番号カード、又は通知カード及び身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。 ・他団体から提供を受けた情報については、基本4情報の内容を照合し、本市の課税対象者であることを確認している。 ・個人住民税及び事業所税関係事務においては、各種申告対象者について、白紙の申告書等を本人に対して送付することで、対象者以外の情報入手を防止する。 2. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・情報連携は宛名番号による紐づけを必須としており、対象者の情報であることを担保している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1. 事務における措置 ・各種申告書等については、本人又は本人の代理人が提出するものであり、その記載内容は法令等に定める項目とし、不必要な情報は入手できないようにしている。 ・個人番号カード、又は通知カード及び身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。 ・他団体から情報提供をうける場合は、当該情報のみを記載する書式としており、不必要な情報は入手できない。 2. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・業務ごとにシステム内の情報へのアクセス範囲を制限し、不必要な情報の入手を抑制している。 ・対象事務を行う上で必要な情報以外は入力できないようシステムの担保されている。 ・他の業務システムとのデータ連携は、システムに直接データを移転する方法と、庁内連携システムにデータを格納し、他の業務システムからアクセスして情報を取得する方法の2通りである。いずれにおいても、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。 ・他の各業務システムとは専用回線で接続されており、アクセス権限が付与された範囲での利用が許可されている。これにより、他システムからの情報入手を抑制している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク

	1. 事務における措置 ・個人番号カード、又は通知カード及び身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。 ・申請書等への記載を求める場合、若しくは調査又は照会等を行う際は、利用目的、根拠法令等を示した上で実施している。 ・事業所税においては、申告の前段階で、白紙の申告書等を本人に対して送付することで、対象者以外の情報入手を防止する。また、法令で定められた記載心得を裏面に載せることで、適正な申告が行われるよう配慮している。 2. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末でどの職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存し、その操作閲覧履歴の点検を所属長が職員へ年2回実施することで、職員の不正の抑止及び不正の発見とセキュリティ意識の向上を図り、不適切な方法での情報入手を防止する。 ・他の業務システムとのデータ連携は、システムに直接データを移転する方法と、庁内連携システムにデータを格納し、他の業務システムからアクセスして情報を取得する方法の2通りである。いずれにおいても、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。 ・他の各業務システムとは専用回線で接続されており、アクセス権限が付与された範囲での利用が許可されている。これにより、他システムからの情報入手を抑制している。 ・不適切な方法で情報が入手された場合は、特定個人情報取扱手順書を順守し対応する。また、職員等に対し、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、法令、内部規程等に基づき厳正に対処する。
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード、又は通知カード及び身分証明書の提示による本人確認を厳守する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本4情報と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員にて収集し、真正性を確認した情報に基づいて、適宜職権で修正することで、正確性を確保している。 ・情報の修正等を行う際は、職員によるダブルチェックを行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 事務における措置 ・申請書等の紙媒体については、定められた保管場所で施錠管理を行う。 2. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・他の各業務システムとは専用回線で接続されており、アクセス権限が付与された範囲での利用が許可されている。これにより、接続システム外への漏えい・紛失を防いでいる。 3. 税系システム、庁内連携システムにおける措置 ・システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっている。また、接続された特定機器のみとの通信とすることで、接続システム外への漏えい・紛失を防いでいる。 4. 団体内統合宛名システムにおける措置 ・団体内統合宛名システムは、中間サーバーや既存業務システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 ・団体内統合宛名システムと団体内統合宛名システム接続端末間の通信を暗号化し、漏えい・紛失を防いでいる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	1. 団体内統合宛名システムにおける措置 団体内統合宛名システムでは、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ設定しており、設定を超えた範囲の情報を入手することは、不可能である。また、システム連携する既存業務システムごとにアクセス制御も行う。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	1. 庁内連携における措置 庁内連携システムは、情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、移転する情報以外の情報利用はできない。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・システムを利用する端末は、当該職員個人のIDとパスワード及び手のひら静脈認証システムによる認証を行っている。 ・システムを利用する職員を特定し、職員毎に利用可能な機能を制御(アクセス制御)している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 市民税オンラインシステムにおける措置 (1)発効管理 ・正規職員については、人事情報に基づきアクセス権限を設定する。 ・非正規職員については、業務所管課長から市民税課長に対し、下記の内容を記載した申請を行い、アクセス権限を設定する。 ①必要なアクセス権限の種類 ②利用する業務名及び業務概要 ③申請課及び利用課の所属長及び利用者 ・アクセス権は、「抹消申請」により削除を行う。 (2)失効管理 ・正規職員については、人事情報に基づき、権限を有していた職員の異動／退職が生じた際には、情報システム管理者がアクセス権限を更新する。 ・非正規職員については、契約期間の終了等に伴う業務所管課からの申請に基づき、アクセス権限を更新する。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・権限設定状況を一覧表で管理しており、定期的な見直しを実施している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用情報)として全件記録しており、必要に応じて確認を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用情報)として全件記録し、7年間保存しており、必要に応じて確認を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	1. 事務における措置 ・ファイルが不正に複製できないようにするため、特定個人情報を扱う端末については、下記のとおり措置している。 ①あらかじめ登録したUSBメモリ等だけが、端末に接続できる措置がされているため、許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、接続できない。また、USBメモリ等を利用する場合は、「USBメモリ管理運用ルール」に従って運用を行っている。 ②端末に業務用データが残らず、データの取り出しができない措置をしているため、システム上でのファイルの複製が不可能である。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・特定個人情報の修正等を行う際は、職員によるダブルチェックを行い、情報が適正に保有・使用されるようにする。			

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認	・委託契約を締結しようとするときは、委託者の情報資産を管理するための組織体制、方法等について確認を行い、加えて、情報資産の秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から情報資産の適正な取扱いに関する誓約書を提出させている。
-------------	--

具体的な制限方法	・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を限定するため事前に委託業者の名簿を提出させる。 ・特定個人情報ファイルへのアクセスを行う場合、事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう制御し、ユーザID／パスワードにより認証している。
----------	---

具体的な方法	・特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用情報)として全件記録している。
--------	--

委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他社への提供を禁止する旨を契約書に明記している。 ・委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。
----------------------------------	---

ルール内容及び ルール遵守の確認方法	・委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定している。 ①個人情報記録した(ハードウェアを含む)媒体等を廃棄する場合は、電磁的記録の消去、又は記録装置の破砕等を行い、個人情報の復元ができない状態にすること。 ②個人情報記録した(ハードウェアを含む)媒体等の破砕等を外部の者に依頼する場合は、情報の消去に係る確認書の提出を受けること。
-------------------------------	---

規定の内容	・データの秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の指示された目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・その他データの保護に関し必要な事項・前記各事項の定めに従った場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項
-------	---

具体的な方法	・業務委託等契約と同様に、再委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。
--------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----------	---------------------------------------	----------

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供（どの端末でどの職員が、どの住民の情報について、いつ参照を行ったか）の記録がデータベースに逐一保存される。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・他の業務所管課より情報の移転・提供を求められた場合は、データ利用依頼書による依頼が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転・提供を行っている。		
その他の措置の内容	データの提供方法（庁内連携システム経由、電子データ等）についても申請書中に明記することとする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	システムにアクセスできる職員は、権限を与えられた職員に限定しており、権限を持たない者による特定個人情報の提供・移転を防止している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	1. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報に漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報に漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービス提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末でどの職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・システムへのログインは、ID／パスワードによる認証を必要とする利用者登録により制限されており、特定の権限者以外は情報照会・提供ができない ・情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。 2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 市民税オンラインシステムに関する措置 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置: 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置: 番号法に基づき認められる情報のみ、認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保する。 2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1. 新潟市における措置 ・本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。 2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	1. 市民税オンラインシステム及び課税資料管理システムにおける措置 ・特定個人情報を管理しているサーバーの設置場所では以下の物理的対策を行っている。 ①建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ②サーバー室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ③サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付のサーバーラックに設置している。 ④帳票を出力する印刷室についてもサーバー室と同様な機械警備及び監視カメラによる入室管理を行っている。 ⑤該当システム基盤のサーバログインは、ID／パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 ・システムには操作権限が必要となっており、また、システム利用が可能な端末も制限している。 2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 日本国内でデータを保管している。

⑥技術的対策		[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
	具体的な対策の内容	1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・特定個人情報ファイルを管理している全てのサーバーには、ウイルス対策ソフトを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。 2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	
⑦バックアップ		[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知		[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容		
	再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号		[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・保有する基本4情報は、異動があった場合に随時更新しているため、古い情報のまま保管されるリスクはない。 ・各種申告書の内容については、申請時の原本性の保持が必要であるため、受付時の状態で保存している。ただし、最新の情報については、他の賦課資料の内容と併せて市民税オンラインシステムで随時更新されるため、特定個人情報を含む賦課決定情報が古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・電子媒体は、保存期限到達後にシステムでバッチ処理により消去している。 ・申請書等については、文書規程に基づく保管及び廃棄を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
	具体的なチェック方法	1. 新潟市における措置 ・評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年に1度、担当部署において自己点検を実施する。 2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
	具体的な内容	1. 新潟市における措置 ・新潟市情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ部門による監査を定期的実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。監査手法はアクセスログを無作為に抽出し業務に必要なアクセス行為であったかを抜き打ち的にチェックすることとする。 2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
	具体的な方法	1. 新潟市における措置 ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修とコンプライアンス研修を年に1回実施し、情報セキュリティと規範意識の向上を図っている。更に、初任者及びセキュリティ責任者については別途、任務別の情報セキュリティ研修を年に1回実施している。 2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策		
1. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	新潟市財務部市民税課 〒951-8554 新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階 025-226-2253
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、指定様式等について新潟市ホームページ上に表示。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料だが、写しの交付の場合、通常片面1枚10円のコピー料、 郵送の場合はコピー料と郵送料等の負担有、前納制)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	1. 個人住民税賦課ファイル 2. 軽自動車税賦課ファイル 3. 事業所税賦課ファイル
公表場所	財務部市民税課、総務部総務課市政情報室
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	新潟市財務部市民税課 〒951-8554 新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階 025-226-2253
②対応方法	・問合せがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課市政情報室、情報システム課及びデジタル行政推進課に報告する。

Ⅵ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年11月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、所管課及び市政情報室において案の閲覧及び配布を行う。意見は電子メール、FAX、郵送にて受け付ける。
②実施日・期間	令和7年11月17日～12月16日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和8年1月26日(予定)
②方法	新潟市個人情報保護審議会による第三者点検を実施。
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月18日	IVその他リスク対策(その他) 1②監査	・新潟市セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ部門による監査を実施。	・新潟市情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ部門による監査を定期的実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。監査手法はアクセスログを無作為に抽出し業務に必要なアクセス行為であったかを抜き打ち的にチェックすることとする。	事後	平成27年12月16日付行政経営課長からの依頼により、全項目評価を実施した全事業を対象に修正を行ったもの。
平成27年12月18日	V開示請求、問い合わせ2②	・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課市政情報室及び行政経営課に報告する。	・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課市政情報室、IT推進課及び行政経営課に報告する。	事後	平成27年12月16日付行政経営課長からの依頼により、全項目評価を実施した全事業を対象に修正を行ったもの。
令和1年7月1日	I 7. ②	佐藤 一男	市民税課長	事後	
令和1年7月1日	II 3. ⑦	財務部市税事務所市民税課(各区税務センターを含む)、各出張所	財務部市税事務所市民税課、各区区民生活課、窓口サービス課、各出張所	事後	
令和1年7月1日	II 4. 委託事項8⑤	新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	・委託先が決定した際には、入札結果として本市ウェブサイト公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	事後	
令和1年7月1日	II 4. 委託事項8⑥	株式会社アプリコット	入札により委託契約するため未定。	事後	
令和1年7月1日	II 4. 委託事項8⑦	再委託しない	再委託する	事後	
令和1年7月1日	II 4. 委託事項8⑧	—	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	事後	
令和1年7月1日	II 4. 委託事項8⑨	—	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	事後	
令和1年7月1日	V1. ①	025-226-2253	025-226-2243	事後	
令和1年7月1日	V2. ①	025-226-2253	025-226-2243	事後	
令和1年7月1日	V2. ②	IT推進課	ICT政策課	事後	
令和2年4月17日	I 2. システム2 ②	社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月17日	Ⅲ 2. リスク2 リスクに対する措置の内容	・特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末でどの職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法での情報入手を防止する。	・特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末でどの職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存し、その操作閲覧履歴の点検を所属長が職員へ年2回実施することで、職員の不正の抑止及び不正の発見とセキュリティ意識の向上を図り、不適切な方法での情報入手を防止する。	事後	
令和2年4月17日	Ⅲ 2. リスク2 リスクに対する措置の内容	—	・不適切な方法で情報が入手された場合は、特定個人情報取扱手順書を順守し対応する。また、職員等に対し、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、法令、内部規程等に基づき厳正に対処する。	事後	
令和2年4月17日	Ⅲ 3. リスク2 ユーザ認証の管理	・システムを利用する端末は、当該職員個人のパスワードによる認証を行っている。 ・システムを利用する職員を特定し、職員毎に利用可能な機能を制御(アクセス制御)している。 ・システムへログインするには、本市の職員ポータルシステムを経由する必要がある。職員ポータルシステムは、職員登録された者でなければ利用できない。このため、職員でない者が市民税オンラインシステムへアクセスすることはできない。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。	・システムを利用する端末は、当該職員個人のIDとパスワード及び手のひら静脈認証システムによる認証を行っている。 ・システムを利用する職員を特定し、職員毎に利用可能な機能を制御(アクセス制御)している。 ・システムへログインするには、本市の職員ポータルシステムを経由する必要がある。職員ポータルシステムは、職員登録された者でなければ利用できない。このため、職員でない者が市民税オンラインシステムへアクセスすることはできない。 ・認証に使用するパスワードは、1年に1回変更する運用を行っている。	事後	
令和2年4月17日	Ⅲ 3. リスク2 具体的な管理方法	・正規職員については、人事情報に基づき、権限を有していた職員の異動／退職が生じた際にはアクセス権限を更新する。	・正規職員については、人事情報に基づき、権限を有していた職員の異動／退職が生じた際には、情報システム管理者がアクセス権限を更新する。	事後	
令和2年4月17日	Ⅲ 3. リスク3 リスクに対する措置の内容	・特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用情報)として全件記録しており、必要に応じて確認を行う。	・特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用情報)として全件記録し、7年間保存しており、必要に応じて確認を行う。	事後	
令和2年4月17日	Ⅲ 3. リスク4 リスクに対する措置の内容	①許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、接続できない。 ②端末に業務用データが残らない。	①あらかじめICT政策課に登録したUSBメモリ等だけが、端末に接続できる措置がされているため、許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、接続できない。また、USBメモリ等を利用する場合は、「USBメモリ管理運用ルール」に従って運用を行っている。 ②端末に業務用データが残らず、データの取り出しができない措置をしているため、システム上でのファイルの複製が不可能である。	事後	
令和2年4月17日	Ⅵ 2. ②	平成27年2月23日～3月24日	【1回目】平成27年2月23日～3月24日 【2回目】令和元年10月7日～11月5日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月17日	Ⅵ 3. ①	平成27年4月2日	【1回目】平成27年4月2日 【2回目】令和元年12月25日	事後	
令和6年11月1日	評価書名	個人住民税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務 全項目評価書	個人住民税・森林環境税・軽自動車税・事業所税に関する事務 全項目評価書	事後	
令和6年11月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	新潟市は、個人住民税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	新潟市は、個人住民税・森林環境税・軽自動車税・事業所税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和6年11月1日	I 1. ①事務の名称	個人住民税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務	個人住民税・森林環境税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務	事後	
令和6年11月1日	I 1. ②事務の内容	—	※森林環境税は個人住民税と併せて賦課する。	事後	
令和6年11月1日	I 1. ②事務の内容	(8)特別徴収義務者に対し、税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 (9)普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。	(8)普通徴収納税義務者、年金に係る特別徴収納税義務者及び特別徴収義務者に対し、税額決定通知書によって税額等を通知する。 (9)給与に係る特別徴収納税義務者に対し、特別徴収義務者を經由して税額等を通知する。	事後	
令和6年11月1日	I 1. ②事務の内容	(10)納税義務者から修正申告等がなされた場合、課税情報を変更し、税額変更通知書を送付する。 (11)特別徴収納税義務者が退職した場合等には、特別徴収義務者から異動届出書等の提出を受けて異動処理を行い、特別徴収義務者に対し税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し納税通知書を送付する。	(10)修正申告や異動届出書の提出等がなされ賦課が変更となる場合、税額変更通知書によって通知する。	事後	
令和6年11月1日	I 1. ②事務の内容	(12)未申告者に対し、個人住民税申告の依頼通知を送付する。 (13)生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は、減免申請書を受け付け減免を行う。 (14)各種証明書の交付申請に基づき、納付状況等を確認した上で証明書を交付する。	(11)未申告者に対し、個人住民税申告の依頼通知を送付する。 (12)生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は、減免申請書を受け付け減免を行う。 (13)各種証明書の交付申請に基づき、納付状況等を確認した上で証明書を交付する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 2. システム1 ②システムの機能	個人住民税(個人市県民税)、軽自動車税、法人市民税、事業所税の賦課及び証明発行にかかる業務を行うもの。以下の機能(サブシステム)を有する。	個人住民税、森林環境税、軽自動車税、法人市民税、事業所税の賦課及び証明発行にかかる業務を行うもの。以下の機能(サブシステム)を有する。	事後	
令和6年11月1日	I 2. システム2 ③他システムとの接続	[○] 宛名システム等 [○] その他 (国民年金受付処理システム、国民健康保険事務支援システム、介護保険システム)	[] 宛名システム等 [○] その他 (介護保険システム、後期高齢者医療保険料徴収管理システム、電子収納システム、コンビニ交付システム)	事後	
令和6年11月1日	I 2. システム2 ②システムの機能	1. 地方税の電子申告等(各税目の電子申告、給与支払報告書等の電子的提出)	1. 地方税の電子申告等(各税目の電子申告、給与支払報告書等の電子的提出等)	事後	
令和6年11月1日	I 2. システム2 ②システムの機能	—	4. 税額決定通知	事後	
令和6年11月1日	I 2. システム5 ①システムの名称	税収納オンラインシステム	税系システム	事後	
令和6年11月1日	I 2. システム5 ②システムの機能	各賦課業務システムから連携される課税情報に基づき納付された収納データを管理する。主な機能は次のとおり。 1. 収納データの取り込み・管理 2. 過誤納金の還付・充当処理、還付・充当通知書の作成 3. 督促対象者データの作成 4. 口座振替情報の管理、金融機関への依頼データ作成 5. 延滞金・還付加算金の計算 6. 納税証明書の発行 7. 統計・決算資料の抽出	次のサブシステムにより構成される。 1. 収納管理システム 各課税システムから連携される課税情報に基づき納付された収納情報を管理する。 2. 滞納管理システム 各課税システム及び収納管理システムから連携される情報に基づき、滞納情報を管理し滞納整理業務を支援する。 3. 業務共通システム 税系システムの各サブシステムに共通して必要となる機能を提供する。	事後	
令和6年11月1日	I 2. システム5 ③他システムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (ホストシステム、電子収納システム、口座振替管理システム)	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (既存業務システム)	事後	
令和6年11月1日	I 2. システム6	汎用連携データベースシステム(以下、汎用連携DBシステムと記載)	削除(以降の番号を繰り上げ)	事後	
令和6年11月1日	I 2. システム7	ホストシステム	削除(以降の番号を繰り上げ)	事後	
令和6年11月1日	I 2. システム8	宛名システム	削除(以降の番号を繰り上げ)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 2. システム6 ③他システムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他（中間サーバ）	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他（中間サーバー）	事後	
令和6年11月1日	I 2. システム8	—	住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和6年11月1日	I 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	・また、特定個人情報ファイルに記録されたデータのうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第8号 別表第二項に規定されるものについては、情報ネットワークシステムを利用して、情報照会及び提供を行うこととなる。	・また、特定個人情報ファイルに記録されたデータのうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号利用法」という。）第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定されるものについては、情報ネットワークシステムを利用して、情報照会及び提供を行うこととなる。	事後	
令和6年11月1日	I 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の16の項 （地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの）	1. 番号利用法第9条第1項 別表の24 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和6年11月1日	I 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第2 （新潟市から他機関へ情報提供を行うもの） 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項 （新潟市から他機関へ情報照会を行うもの） 27の項 2. 地方税法 第24条、第24条の5、第34条、第294条、第295条、第314条の2、第323条、第454条、第684条、第703条の4、第703条の5の2、第717条 3. 地方税法施行令 第47条の3	（情報提供を行うもの） 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、50、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の各項 （情報照会を行うもの） 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項	事後	
令和6年11月1日	I 7. 評価実施機関における 担当部署 ①部署	財務部市税事務所市民税課	財務部市民税課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	(別添1)事務内容	—	差し替え	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	・また、特定個人情報ファイルに記録されたデータのうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二項に規定されるものについては、情報ネットワークシステムを利用して、情報照会及び提供を行うこととなる。	・また、特定個人情報ファイルに記録されたデータのうち、番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に規定されるものについては、情報ネットワークシステムを利用して、情報照会及び提供を行うこととなる。	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 2. 基本情報 ③記録される項目 主な記録項目	[○] 医療保険関係情報	[] 医療保険関係情報	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 2. 基本情報 ③記録される項目 その妥当性	医療保険関係情報：各種控除等を把握し、個人住民税の賦課を行うため	削除	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	財務部市税事務所市民税課	財務部市民税課	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ①入手元	[○] 評価実施機関内の他部署 (市民生活部市民生活課、福祉事務所、市税事務所納税課)	[○] 評価実施機関内の他部署 (市民生活課、納税課、福祉事務所)	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ②入手方法	[○] その他 (CD-R、地方税ポータルシステム(eLTAX))	[○] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX))	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・本人等から入手する場合は、本人等に対し、使用目的等を文書に明示又は口頭で説明する。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第14条第2項及び第19条第4項において、機構保存本人確認情報の提供を求めることができる旨、明記されている。 ・以下の関係法令、条例等により基づき入手している。 1. 個人住民税賦課ファイル 地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3 新潟市市税条例第28条～第29条の3 2. 軽自動車税賦課ファイル 地方税法第447条、第454条 新潟市市税条例第83条、第85条～86条、第87条 3. 事業所税賦課ファイル 地方税法第20条の9の3第1項、第701条の45、第701条の47、第701条の49、第701条の57 新潟市市税条例第146条の7、第146条の12	・本人(代理人)から入手する場合は、本人(代理人)に対し、使用目的等を文書で明示又は口頭で説明する。 ・本人(代理人)以外から入手する場合は、番号利用法第14条第2項及び第19条各項で定める規定による。	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	・各種申告書等について、個人番号をキーとして名寄せ及び突合し、納税義務者の所得情報をより的確かつ効率的に把握する。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供及び入手を行う。 ・以上のような、個人番号を用いた情報の名寄せ、管理を行うことにより、申告内容等を的確に把握し、より正確な賦課決定を行う。	賦課事務を公平・公正かつ効率的に行うため。	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	財務部市税事務所市民税課、各区区民生活課、窓口サービス課、各出張所	財務部市民税課、各区区民生活課、窓口サービス課、各出張所	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用方法	・特別徴収義務者に対し、税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 ・普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。	・普通徴収納税義務者、年金に係る特別徴収納税義務者及び特別徴収義務者に対し、税額決定通知書によって税額等を通知する。 ・給与に係る特別徴収納税義務者に対し、特別徴収義務者を經由して税額等を通知する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用方法 情報の突合	1. 個人住民税賦課ファイル 2. 軽自動車税賦課ファイル ・住民異動により変更された特定個人情報については、汎用連携DBを介し、宛名番号で突合、更新する。 ・本人又は本人の代理人提出の申告書等又は他行政機関等から入手する申告書等の内容と、本市で登録されている宛名情報を突合し氏名、住所を確認する。 ・減免申請書の減免理由と、本人が申告した生活保護情報又は障害者情報を突合し、減免申請内容を確認する。 3. 事業所税賦課ファイル ・住民異動により変更された特定個人情報については、汎用連携データベースを介し、宛名番号で突合、更新する。 ・本人又は本人の代理人提出の申告書等又は他行政機関等から入手する申告書等の内容と、本市で登録されている宛名情報を突合し氏名、住所を確認する。	新たに入手する特定個人情報は、各ファイル内で保有する宛名情報、本人(代理人)の申出又は他の団体や庁内他部署等より入手した本人の住民記録情報との突合により本人確認を行う。	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先における取扱者数	[10人未満]	[10人以上50人未満]	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[☐] 専用線 [☐] その他	[☐] 専用線 [☐] その他 (原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害等の緊急時及びシステムの運用保守を行う上で必要不可欠な場合で、当課が許可した場合にのみ取扱いを許可している。)	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先の確認方法	・委託先が決定した際には、入札結果として本市ウェブサイト公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	[特定個人情報ファイルの一部]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	[○] 専用線 [] その他	[] 専用線 [○] その他 (原則、特定個人情報ファイル の提供は行わず、障害等の緊急時及びシステ ムの運用保守を行う上で必要不可欠な場合で、 当該が許可した場合にのみ取扱いを許可してい る。)	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先の確認方法	・委託先が決定した際には、入札結果として本 市ウェブサイト公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により 確認することができる。	新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確 認することができる。	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先の確認方法	・委託先が決定した際には、入札結果として本 市ウェブサイト公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により 確認することができる。	新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確 認することができる。	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4	申告支援システムの運用保守業務	削除(以降の番号を繰り上げ)	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4 ⑤委託先の確認方法	・委託先が決定した際には、入札結果として本 市ウェブサイト公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により 確認することができる。	新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確 認することができる。	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先の確認方法	・委託先が決定した際には、入札結果として本 市ウェブサイト公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により 確認することができる。	新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確 認することができる。	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項7 ⑤委託先の確認方法	・委託先が決定した際には、入札結果として本 市ウェブサイト公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により 確認することができる。	新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確 認することができる。	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	入札により委託契約するため未定。	株式会社イマージュ新潟センター	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項7 ⑦再委託の有無	[再委託する]	[再委託しない]	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項7 ⑦再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の 理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取 り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を 通知し、許可を得ることにより再委託できる。	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項7 ⑦再委託事項	同上	削除	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項8	—	「市民税・県民税に係る通知書印刷等業務」を 追加	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	情報提供ネットワークシステムを介して提供する 提供先(別紙1のとおり) 56件	番号利用法第19条第8号に掲げる情報照会者 及び同法第19条第9号に掲げる条例事務関係 情報照会者	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第2 (該当の項番については別紙1のとおり)	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第19条第8号及 び第9号	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	(別紙1のとおり)	特定個人番号利用事務及び特定個人番号利用 事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受 けることによって効率化を図るべきものとして個 人情報保護委員会規則で定めるもの	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報	地方税関係情報	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	国税庁	国税庁、都道府県、市町村	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第19条第9号	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第19条第10号	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	所得税の適切な賦課を行う。	適切な課税	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報	地方税関係情報	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	新潟市教育委員会学務課	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項別表第1に定める事務所管課(別紙2のとおり)13件	削除	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2	福祉部高齢者支援課	削除	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3	福祉部介護保険課	削除	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	④帳票を出力する印刷室についてもサーバー室と同	削除(以降の番号を繰り上げ)	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	—	3. 紙媒体等における措置 施錠可能な保管庫及び倉庫に保管しており、入室はIDカードで制限している。	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	—	3. 紙媒体等における措置 ・保管期間を過ぎたものについて、シュレッダー又は溶解処理を行う。	事後	
令和6年11月1日	(別添2)ファイル記録項目	別紙「市民税オンラインシステムデータベース全記録項目」のとおり	【別添2・別紙】 市民税オンラインシステムデータベース全記録項目のとおり	事後	
令和6年11月1日	Ⅲ 2. 特定個人情報の入手リスク1 対象者以外の情報の入手を装備するための措置の内容	2. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・他の業務システムとのデータ連携は、システムに直接データを移転する方法と、汎用連携データベースシステムにデータを格納し、他の業務システムからアクセスして情報を取得する方法の2通りである。いずれにおいても、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。 ・他の各業務システムとは専用回線で接続されており、アクセス権限が付与された範囲での利用が許可されている。これにより、他システムからの情報入手を抑制している。	2. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・情報連携は宛名番号による紐づけを必須としており、対象者の情報であることを担保している。	事後	
令和6年11月1日	Ⅲ 2. 特定個人情報の入手リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・他の業務システムとのデータ連携は、システムに直接データを移転する方法と、汎用連携データベースシステムにデータを格納し、他の業務システムからアクセスして情報を取得する方法の2通りである。いずれにおいても、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手リスク2 リスクに対する措置の内容	・他の業務システムとのデータ連携は、システムに直接データを移転する方法と、汎用連携データベースシステムにデータを格納し、他の業務システムからアクセスして情報を取得する方法の2通りである。いずれにおいても、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。	削除	事後	
令和6年11月1日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用リスク1 宛名システム等における措置の内容	1. 宛名システムにおける措置 宛名システムで管理する特定個人情報は、利用する既存業務毎にアクセス制御を行う。 2. 団体内統合宛名システムにおける措置 団体内統合宛名システムでは、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ設定しており、設定を超えた範囲の情報を入手することは、不可能である。また、システム連携する既存業務システムごとにアクセス制御も行う。	1. 団体内統合宛名システムにおける措置 団体内統合宛名システムでは、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ設定しており、設定を超えた範囲の情報を入手することは、不可能である。また、システム連携する既存業務システムごとにアクセス制御も行う。	事後	
令和6年11月1日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにしている。 2. 汎用連携DBシステムにおける措置 ・情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、移転する情報以外の情報利用はできない。	1. 庁内連携における措置 庁内連携システムは、情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、移転する情報以外の情報利用はできない。	事後	
令和6年11月1日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・システムへログインするには、本市の職員ポータルシステムを経由する必要がある。職員ポータルシステムは、職員登録された者でなければ利用できない。このため、職員でない者が市民税オンラインシステムへアクセスすることはできない。 ・認証に使用するパスワードは、1年に1回変更する運用を行っている。	削除	事後	
令和6年11月1日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用リスク4 リスクに対する措置の内容	①あらかじめICT政策課に登録したUSBメモリ等だけが、端末に接続できる措置がされているため、許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、接続できない。また、USBメモリ等を利用する場合は、「USBメモリ管理運用ルール」に従って運用を行っている。	①あらかじめ登録したUSBメモリ等だけが、端末に接続できる措置がされているため、許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、接続できない。また、USBメモリ等を利用する場合は、「USBメモリ管理運用ルール」に従って運用を行っている。	事後	
令和6年11月1日	Ⅲ5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2 リスクに対する措置の内容	・汎用連携DBシステムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。	システムにアクセスできる職員は、権限を与えられた職員に限定しており、権限を持たない者による特定個人情報の提供・移転を防止している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	V 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④請求先	新潟市財務部市税事務所市民税課 〒951-8550 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1 025-226-2243	新潟市財務部市民税課 〒951-8554 新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階 025-226-2243	事後	
令和6年11月1日	V 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	財務部市税事務所市民税課、総務部市政情報室	財務部市民税課、総務部総務課市政情報室	事後	
令和6年11月1日	V 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	新潟市財務部市税事務所市民税課 〒951-8550 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1 025-226-2243	新潟市財務部市民税課 〒951-8554 新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階 025-226-2243	事後	
令和6年11月1日	V 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ②対応方法	・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課市政情報室、ICT政策課及び行政経営課に報告する。	・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課市政情報室、情報システム課及びデジタル行政推進課に報告する。	事後	
令和7年8月1日	Ⅱ 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅱ 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 - さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ・中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	
令和7年8月1日	Ⅲ 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容	・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービス提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	
令和7年8月1日	Ⅲ 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容	・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	・中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	
令和7年8月1日	Ⅲ 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 ⑤物理的対策	2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 日本国内でデータを保管している。	事後	
令和7年8月1日	Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 ⑥技術的対策	—	・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	
令和7年8月1日	Ⅳ 1. 監査 ②監査	—	・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	
令和7年8月1日	Ⅳ 3. その他のリスクの対策	・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	I 2. システム6	—	7. 申請データ格納 マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号する機能 8. 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能	事前	
令和7年8月1日	I 2. システム9	—	マイナポータル申請管理	事前	
令和7年8月1日	II 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○] 評価実施機関内の他部署 (市民生活課、納税課、福祉事務所)	[○] 評価実施機関内の他部署 (市民生活課、納税課、各区健康福祉課、各区保護課)	事後	
令和7年8月1日	II 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[] 電子メール	[○] 電子メール	事後	
令和7年8月1日	II 4. 委託事項3④	[○] 専用線	[] 専用線	事後	
令和7年8月1日	II 4. 委託事項3④	[] その他()	[○] その他(原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害等の緊急時及びシステムの運用保守を行う上で必要不可欠な場合で、当該が許可した場合にのみ取扱いを許可している。)	事後	
令和7年8月1日	II 4. 委託事項4⑥	株式会社DIPalette	入札により委託契約するため未定。	事前	
令和7年8月1日	II 4. 委託事項7⑥	株式会社イマージュ新潟センター	入札により委託契約するため未定。	事後	
令和7年8月1日	II 4. 委託事項8⑥	株式会社DIPalette	入札により委託契約するため未定。	事前	
令和7年8月1日	II 5. 委託先2⑥	[] その他()	[○] その他(地方税電子申告システム)	事後	
令和7年8月1日	(別添1)事務内容	—	差し替え	事前	
令和7年8月1日	全体	—	「または」を「又は」に統一	事後	
令和7年8月1日	III 2. リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・各事務における申告書等については、本人又は本人の代理人が提出するものであり、個人番号カードまたは通知カード若しくは身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。	・各事務における申告書等については、本人又は本人の代理人が提出するものであり、個人番号カード、又は通知カード及び身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。	事後	
令和7年8月1日	III 2. リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・個人番号カード、または通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。	・個人番号カード、又は通知カード及び身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅲ2. リスク2 リスクに対する措置の内容	・個人番号カード、または通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。	・個人番号カード、又は通知カード及び身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。	事後	
令和7年8月1日	Ⅲ2. リスク2 入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード、または通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守する。	個人番号カード、又は通知カード及び身分証明書の提示による本人確認を厳守する。	事後	
令和7年11月4日	Ⅰ2. システム1 ③他システムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（介護保険システム、後期高齢者医療保険料徴収管理システム、電子収納システム、コンビニ交付システム）	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（介護保険システム、後期高齢者医療保険料徴収管理システム、電子収納システム、コンビニ交付システム、申告支援システム）	事後	
令和7年11月4日	Ⅰ2. システム2 ③他システムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）	事後	
令和7年11月4日	Ⅰ2. システム6 ③他システムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（中間サーバー）	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（中間サーバー、既存業務システム）	事後	
令和7年11月4日	Ⅱ2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	☐ 年金関係情報	☐ 年金関係情報	事後	
令和7年11月4日	Ⅱ3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	☐ 民間事業所（給与支払者、年金支払者、全国軽自動車協会連合会新潟県事務取扱所、軽自動車検査協会新潟主管事務所） ☐ その他（新潟県市長会）	☐ 民間事業所（給与支払者、年金支払者） ☐ その他（ ）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月4日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(1)三輪・四輪の軽自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車の軽自動車税申告書 (期限後及び修正の申告書を含む) …月1回の回送	削除	事後	
令和7年11月4日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	財務部市民税課、各区区民生活課、窓口サービス課、各出張所	市民税課、納税課、各区区民生活課、窓口サービス課、各出張所	事後	
令和7年11月4日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用者数	[500人以上1,000人未満]	[100人以上500人未満]	事後	
令和7年11月4日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用方法	・納税義務者等より提出される課税資料を登録する。	・納税義務者等より提出される課税資料及び減免申請書等を登録する。	事後	
令和7年11月4日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用方法	—	・申請により納税証明書を発行する。	事後	
令和7年11月4日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(3) 件	(8) 件	事後	
令和7年11月4日	Ⅲ 2. リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・他の業務システムとのデータ連携は、システムに直接データを移転する方法と、汎用連携データベースシステムにデータを格納し、他の業務システムからアクセスして情報を取得する方法の2通りである。いずれにおいても、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。	・他の業務システムとのデータ連携は、システムに直接データを移転する方法と、庁内連携システムにデータを格納し、他の業務システムからアクセスして情報を取得する方法の2通りである。いずれにおいても、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。	事後	
令和7年11月4日	Ⅲ 2. リスク2 リスクに対する措置の内容	・他の業務システムとのデータ連携は、システムに直接データを移転する方法と、汎用連携データベースシステムにデータを格納し、他の業務システムからアクセスして情報を取得する方法の2通りである。いずれにおいても、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。	・他の業務システムとのデータ連携は、システムに直接データを移転する方法と、庁内連携システムにデータを格納し、他の業務システムからアクセスして情報を取得する方法の2通りである。いずれにおいても、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。	事後	
令和7年11月4日	Ⅲ 2. リスク4 リスクに対する措置の内容	3. 宛名システム、汎用連携DBシステムにおける措置	3. 税系システム、庁内連携システムにおける措置	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月4日	Ⅲ5. リスク3 リスクに対する措置の内容	汎用連携DBシステムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。	庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。	事後	
令和7年11月4日	V 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	新潟市財務部市民税課 〒951-8554 新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階 025-226-2243	新潟市財務部市民税課 〒951-8554 新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階 025-226-2253	事前	
令和7年11月4日	V 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	新潟市財務部市民税課 〒951-8554 新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階 025-226-2243	新潟市財務部市民税課 〒951-8554 新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階 025-226-2253	事前	
令和7年11月4日	VI 1. 基礎項目評価 ②実施日	平成27年5月15日	令和6年11月15日	事前	
令和7年11月4日	VI 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	【1回目】平成27年2月23日～3月24日 【2回目】令和元年10月7日～11月5日	令和7年11月17日～12月16日	事前	
令和7年11月4日	VI 3. 第三者点検 ①実施日	【1回目】平成27年4月2日 【2回目】令和元年12月25日	令和8年1月xx日	事前	

【別添2・別紙】 市民税オンラインシステム データベース全記録項目

I 全事務共通で使用するデータベース(DB)

共通パラメタ情報				
1	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 自治体コード 4 業務ID	5 索引種別 6 コピー句項目名 7 数値 8 英数字	9 日本語 10 備考 11 登録日 12 JAVA名	13 予備
ユーザ出口管理				
2	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 自治体コード	4 サブシステムID 5 ユーザプログラムID 6 呼出元プログラムID	7 ユーザ出口使用区分 8 ユーザプログラム概要 9 登録日	10 ユーザプログラム資源名 11 予備
排他管理				
3	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 自治体コード	4 排他管理ID 5 年度 6 排他状態	7 設定日付 8 設定時刻 9 予備	
自治体住所				
4	1 自-都道府県コード 2 自-市区町村コード 3 自-枝番 4 自-レコード区分 5 自-区分	6 自-名称 7 自-宛名用名称1 8 自-宛名用名称2 9 自-郵便番号 10 自-都道府県	11 自-郡名 12 自-住所1 13 自-住所2 14 自-電話番号 15 自-ふりがな1	16 自-ふりがな2 17 自-新郵便番号 18 自-タイムスタンプ-日付 19 自-タイムスタンプ-時刻
市内住所				
5	1 町コード 2 住所漢字 3 住所かな 4 郵便親番 5 郵便子番 6 番地編集区分	7 削除フラグ 8 行政区コード 9 選挙区コード 10 小学区コード 11 中学区コード 12 施設コード	13 作成更新日 14 合併前自治体コード 15 集配局コード 16 区コード 17 管理区コード1～2 18 新行政区コード1	19 新統計区コード1 20 新行政区コード2 21 新統計区コード2 22 分割注意フラグ 23 予備1～2
合併管理				
6	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 自治体コード 4 表示順	5 市町村名称 6 識別コード 7 合併年月日1～10 8 フラグ1～10	9 異動担当者 10 処理日 11 予備項目数字1～2 12 予備項目漢字1～2	13 予備項目文字1～2
金融機関				
7	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 金融機関コード	4 金融機関表示順 5 金融機関名カナ 6 金融機関名検索カナ	7 金融機関名漢字 8 金融機関開始年月日 9 金融機関廃止年月日	
金融機関本支店				
8	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 金融機関コード 4 支店コード 5 並びコード	6 金融機関区分 7 金融機関表示順 8 支店表示順 9 支店名カナ 10 支店名検索カナ	11 支店名漢字 12 金融機関郵便 13 金融機関郵便親 14 金融機関郵便子 15 金融機関住所	16 電話番号 17 手形交換所番号 18 本支店開始年月日 19 本支店廃止年月日
業務一覧				
9	1 税目コード1～2 2 業務コード1	3 フラグ領域 4 使用フラグ1～10	5 名称領域 6 名称1～10	7 区分領域 8 区分1～25
端末固有情報				
10	1 開始アドレス 2 終了アドレス	3 固有情報日本語領域 4 日本語項目01～20	5 固有情報英数字領域 6 英数字項目01～20	7 ユーザ日本語項目 8 ユーザ英数字項目
インフォメーション				
11	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 インフォメーションキー 4 レコード区分 5 連番	6 メッセージ 7 掲載開始日 8 掲載終了日 9 毎月掲載開始日 10 毎月掲載終了日	11 掲載曜日区分 12 掲載曜日 13 対象業務 14 書式 15 太字	16 文字サイズ 17 文字色 18 強調 19 更新日 20 予備
共通採番管理				
12	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻	3 番号区分 4 対象年度1～2	5 連番	

区管理				
13	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 区コード 4 開始日付 5 終了日付 6 自治体コード 7 区名	8 区付き区名 9 区役所名 10 区役所郵便番号 11 区役所所在地 12 代表電話番号 13 区長名 14 内線個人市県民税	15 内線法人市民税 16 内線軽自動車税 17 内線事業所税 18 部課名個人市県民税 19 部課名法人市民税 20 部課名軽自動車税 21 部課名事業所税	22 直通番号個人市県民税 23 直通番号法人市民税 24 直通番号軽自動車税 25 直通番号事業所税 26 予備
事業所関連宛名				
14	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 個法区分	5 最古宛名コード 6 関連前宛名コード 7 関連宛名履歴番号 8 関連宛名開始事由	9 関連宛名開始異動日 10 関連宛名開始設定日 11 関連宛名終了事由 12 関連宛名終了異動日	13 関連宛名終了設定日 14 異動担当者 15 予備項目 16 利用者予備項目
事業所宛名連絡先				
15	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名税目コード	5 連絡先履歴番号 6 連絡先種別 7 電話番号等 8 電話区分	9 電話優先区分 10 経理担当者等 11 連絡先設定日 12 画面表示保護	13 証明書発行禁止区分 14 異動担当者 15 予備項目 16 利用者予備項目
事業所宛名連絡先				
16	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名区分 5 個法区分 6 宛名税目コード 7 送付先履歴番号 8 関連宛名設定フラグ 9 宛名異動事由 10 送付先設定事由 11 送付先設定異動日 12 送付先設定届出日 13 送付先廃止事由	14 送付先廃止異動日 15 送付先廃止届出日 16 事業所名カナ情報 17 事業所名検索カナ情報 18 事業所名漢字情報 19 支店名カナ情報 20 支店名検索カナ情報 21 支店名漢字情報 22 組織区分 23 組織名表示区分 24 共有者数 25 共有区分 26 代表者宛名コード	27 郵便親番 28 郵便子番 29 集配局コード 30 住所区分 31 住所コード 32 番地コード 33 枝番コード 34 小枝番コード 35 小枝番コード3 36 住所漢字 37 方書漢字 38 部課名漢字 39 産業大分類	40 産業中分類 41 産業小分類 42 画面表示保護 43 合併前自治体コード 44 合併前宛名コード 45 異動担当者 46 更新業務コード 47 区コード 48 ホスト税目コード 49 予備項目 50 利用者予備項目
事業所宛名送付先履歴				
17	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名区分 5 個法区分 6 宛名税目コード 7 送付先履歴番号 8 関連宛名設定フラグ 9 宛名異動事由 10 送付先設定事由 11 送付先設定異動日 12 送付先設定届出日 13 送付先廃止事由	14 送付先廃止異動日 15 送付先廃止届出日 16 事業所名カナ情報 17 事業所名検索カナ情報 18 事業所名漢字情報 19 支店名カナ情報 20 支店名検索カナ情報 21 支店名漢字情報 22 組織区分 23 組織名表示区分 24 共有者数 25 共有区分 26 代表者宛名コード	27 郵便親番 28 郵便子番 29 集配局コード 30 住所区分 31 住所コード 32 番地コード 33 枝番コード 34 小枝番コード 35 小枝番コード3 36 住所漢字 37 方書漢字 38 部課名漢字 39 産業大分類	40 産業中分類 41 産業小分類 42 画面表示保護 43 合併前自治体コード 44 合併前宛名コード 45 異動担当者 46 更新業務コード 47 区コード 48 ホスト税目コード 49 予備項目 50 利用者予備項目
個人関連宛名				
18	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 個法区分	5 最古宛名コード 6 関連前宛名コード 7 関連宛名履歴番号 8 関連宛名開始事由	9 関連宛名開始異動日 10 関連宛名開始設定日 11 関連宛名終了事由 12 関連宛名終了異動日	13 関連宛名終了設定日 14 異動担当者 15 予備項目 16 利用者予備項目
個人宛名連絡先				
19	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名税目コード	5 連絡先履歴番号 6 連絡先種別 7 電話番号等 8 電話区分	9 電話優先区分 10 経理担当者等 11 連絡先設定日 12 画面表示保護	13 証明書発行禁止区分 14 異動担当者 15 予備項目 16 利用者予備項目

個人宛名送付先				
20	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名区分 5 個法区分 6 宛名税目コード 7 通称名区分 8 通称名使用区分 9 送付先履歴番号 10 関連宛名設定フラグ 11 宛名異動事由 12 送付先設定事由 13 送付先設定異動日 14 送付先設定届出日	15 送付先廃止事由 16 送付先廃止異動日 17 送付先廃止届出日 18 氏名カナ情報 19 氏名検索カナ情報 20 氏名漢字情報 21 名カナ情報 22 名検索カナ情報 23 名漢字情報 24 生年月日 25 性別 26 行政区コード 27 小学校区 28 中学校区	29 選挙区 30 郵便親番 31 郵便子番 32 集配局コード 33 住所区分 34 住所コード 35 番地コード 36 枝番コード 37 小枝番コード 38 小枝番コード3 39 住所漢字 40 方書漢字 41 画面表示保護 42 国籍コード	43 在留資格 44 宛名整理コード 45 合併前自治体コード 46 合併前宛名コード 47 視覚障害者区分 48 異動担当者 49 更新業務コード 50 区コード 51 ホスト税目コード 52 住民区分 53 予備項目 54 利用者予備項目
個人宛名送付先履歴				
21	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名区分 5 個法区分 6 宛名税目コード 7 通称名区分 8 通称名使用区分 9 送付先履歴番号 10 関連宛名設定フラグ 11 宛名異動事由 12 送付先設定事由 13 送付先設定異動日 14 送付先設定届出日	15 送付先廃止事由 16 送付先廃止異動日 17 送付先廃止届出日 18 氏名カナ情報 19 氏名検索カナ情報 20 氏名漢字情報 21 名カナ情報 22 名検索カナ情報 23 名漢字情報 24 生年月日 25 性別 26 行政区コード 27 小学校区 28 中学校区	29 選挙区 30 郵便親番 31 郵便子番 32 集配局コード 33 住所区分 34 住所コード 35 番地コード 36 枝番コード 37 小枝番コード 38 小枝番コード3 39 住所漢字 40 方書漢字 41 画面表示保護 42 国籍コード	43 在留資格 44 宛名整理コード 45 合併前自治体コード 46 合併前宛名コード 47 視覚障害者区分 48 異動担当者 49 更新業務コード 50 区コード 51 ホスト税目コード 52 住民区分 53 予備項目 54 利用者予備項目
特宛人				
22	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名税目コード	5 宛名個法区分 6 特定宛先人区分 7 特定宛先人コード 8 特定宛先人個法区分	9 特定宛先人SEQ 10 特定宛先人設定日 11 特定宛先人廃止日 12 開始年度	13 終了年度 14 異動担当者 15 予備項目 16 利用者予備項目
世帯関連				
23	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 世帯コード 4 世帯員宛名コード	5 続柄コード 6 世帯増事由 7 世帯増異動日 8 世帯増届出日	9 世帯減事由 10 世帯減異動日 11 世帯減届出日 12 異動担当者	13 予備項目 14 利用者予備項目
宛名通番管理				
24	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 通番管理キー 4 基本宛名終番	5 住登外宛名終番 6 共有者宛名終番 7 事業所宛名終番 8 外国人宛名終番	9 外国人世帯終番 10 納税組合終番 11 口座整理番号終番 12 ユーザ終番1～3	13 異動担当者 14 予備項目 15 利用者予備項目
口座				
25	1 共通領域1 2 タイムスタンプ日付 3 タイムスタンプ時刻 4 宛名コード 5 宛名税目コード 6 口座履歴番号 7 振替口座領域 8 口座申込年月日 9 口座開始年月日 10 口座申込入力日 11 口座申込整理番号	12 口座解約異動事由 13 口座解約年月日 14 口座解約入力日 15 口座解約整理番号 16 金融機関コード 17 口座種別 18 口座番号 19 口座名義人カナ 20 口座名義人漢字 21 口座電話番号 22 納付種別	23 口座振通知済 24 口座振通知出力区分 25 還付口座領域 26 還付申込年月日 27 還付開始年月日 28 還付申込入力日 29 還付申込整理番号 30 還付解約異動事由 31 還付解約年月日 32 還付解約入力日 33 還付解約整理番号	34 還付金融機関コード 35 還付用口座種別 36 還付用口座番号 37 還付口座名義人カナ 38 還付口座名義人漢字 39 還付口座電話番号 40 共通領域2 41 口座履歴有無 42 異動担当者 43 予備項目 44 利用者予備項目
口座履歴				
26	1 共通領域1 2 タイムスタンプ日付 3 タイムスタンプ時刻 4 宛名コード 5 宛名税目コード 6 口座履歴番号 7 振替口座領域 8 口座申込年月日	9 口座開始年月日 10 口座申込入力日 11 口座申込整理番号 12 口座解約異動事由 13 口座解約年月日 14 口座解約入力日 15 口座解約整理番号 16 金融機関コード	17 口座種別 18 口座番号 19 口座名義人カナ 20 口座名義人漢字 21 口座電話番号 22 納付種別 23 口座振通知済 24 口座振通知出力区分	25 還付口座領域 26 還付申込年月日 27 還付開始年月日 28 還付申込入力日 29 還付申込整理番号 30 還付解約異動事由 31 還付解約年月日

組合員				
27	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード	4 組合コード 5 宛名税目コード 6 組合員SEQ	7 加入日 8 脱退日 9 異動担当者	10 予備項目 11 利用者予備項目
組合情報				
28	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 組合コード	4 組合名称 5 組合種別 6 組合長宛名コード	7 一覧検索キー 8 異動担当者 9 予備項目	10 利用者予備項目
個人宛名異動累積				
29	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 処理シーケンス 4 異動処理区分 5 宛名コード 6 個人宛名旧情報 7 旧タイムスタンプ日付 8 旧タイムスタンプ時刻 9 旧宛名コード 10 旧宛名区分 11 旧個法区分 12 旧宛名税目コード 13 旧通称名区分 14 旧通称名使用区分 15 旧送付先履歴番号 16 旧関連宛名設定フラグ 17 旧宛名異動事由 18 旧送付先設定事由 19 旧送付先設定異動日 20 旧送付先設定届出日 21 旧送付先廃止事由 22 旧送付先廃止異動日 23 旧送付先廃止届出日 24 旧氏名カナ情報 25 旧氏名検索カナ情報 26 旧氏名漢字情報 27 旧名カナ情報 28 旧名検索カナ情報 29 旧名漢字情報	30 旧生年月日 31 旧性別 32 旧行政区コード 33 旧小学校区 34 旧中学校区 35 旧選挙区 36 旧郵便親番 37 旧郵便子番 38 旧集配局コード 39 旧住所区分 40 旧住所コード 41 旧番地コード 42 旧枝番コード 43 旧小枝番コード 44 旧小枝番コード3 45 旧住所漢字 46 旧方書漢字 47 旧画面表示保護 48 旧国籍コード 49 旧在留資格 50 旧宛名整理コード 51 旧合併前自治体コード 52 旧合併前宛名コード 53 旧視覚障害者区分 54 旧異動担当者 55 旧更新業務コード 56 旧区コード 57 旧ホスト税目コード 58 旧予備項目	59 旧利用者予備項目 60 個人宛名新情報 61 新タイムスタンプ日付 62 新タイムスタンプ時刻 63 新宛名コード 64 新宛名区分 65 新個法区分 66 新宛名税目コード 67 新通称名区分 68 新通称名使用区分 69 新送付先履歴番号 70 新関連宛名設定フラグ 71 新宛名異動事由 72 新送付先設定事由 73 新送付先設定異動日 74 新送付先設定届出日 75 新送付先廃止事由 76 新送付先廃止異動日 77 新送付先廃止届出日 78 新氏名カナ情報 79 新氏名検索カナ情報 80 新氏名漢字情報 81 新名カナ情報 82 新名検索カナ情報 83 新名漢字情報 84 新生年月日 85 新性別 86 新行政区コード 87 新小学校区	88 新中学校区 89 新選挙区 90 新郵便親番 91 新郵便子番 92 新集配局コード 93 新住所区分 94 新住所コード 95 新番地コード 96 新枝番コード 97 新小枝番コード 98 新小枝番コード3 99 新住所漢字 100 新方書漢字 101 新画面表示保護 102 新国籍コード 103 新在留資格 104 新宛名整理コード 105 新合併前自治体コード 106 新合併前宛名コード 107 新視覚障害者区分 108 新異動担当者 109 新更新業務コード 110 新区コード 111 新ホスト税目コード 112 新予備項目 113 新利用者予備項目 114 予備項目 115 利用者予備項目
事業所宛名異動累積				
30	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 処理シーケンス 4 異動処理区分 5 宛名コード 6 事業所宛名旧情報 7 旧タイムスタンプ日付 8 旧タイムスタンプ時刻 9 旧宛名コード 10 旧宛名区分 11 旧個法区分 12 旧宛名税目コード 13 旧送付先履歴番号 14 旧関連宛名設定フラグ 15 旧宛名異動事由 16 旧送付先設定事由 17 旧送付先設定異動日 18 旧送付先設定届出日 19 旧送付先廃止事由 20 旧送付先廃止異動日 21 旧送付先廃止届出日 22 旧事業所名カナ情報 23 旧事業所名検索カナ情報 24 旧事業所名漢字情報 25 旧支店名カナ情報 26 旧支店名検索カナ情報 27 旧支店名漢字情報 28 旧組織区分	29 旧組織名表示区分 30 旧共有者数 31 旧共有区分 32 旧代表者宛名コード 33 旧郵便親番 34 旧郵便子番 35 旧集配局コード 36 旧住所区分 37 旧住所コード 38 旧番地コード 39 旧枝番コード 40 旧小枝番コード 41 旧小枝番コード3 42 旧住所漢字 43 旧方書漢字 44 旧部課名漢字 45 旧産業大分類 46 旧産業中分類 47 旧産業小分類 48 旧画面表示保護 49 旧合併前自治体コード 50 旧合併前宛名コード 51 旧異動担当者 52 旧更新業務コード 53 旧区コード 54 旧ホスト税目コード 55 旧予備項目 56 旧利用者予備項目	57 事業所宛名新情報 58 新タイムスタンプ日付 59 新タイムスタンプ時刻 60 新宛名コード 61 新宛名区分 62 新個法区分 63 新宛名税目コード 64 新送付先履歴番号 65 新関連宛名設定フラグ 66 新宛名異動事由 67 新送付先設定事由 68 新送付先設定異動日 69 新送付先設定届出日 70 新送付先廃止事由 71 新送付先廃止異動日 72 新送付先廃止届出日 73 新事業所名カナ情報 74 新事業所名検索カナ情報 75 新事業所名漢字情報 76 新支店名カナ情報 77 新支店名検索カナ情報 78 新支店名漢字情報 79 新組織区分 80 新組織名表示区分 81 新共有者数 82 新共有区分 83 新代表者宛名コード 84 新郵便親番	85 新郵便子番 86 新集配局コード 87 新住所区分 88 新住所コード 89 新番地コード 90 新枝番コード 91 新小枝番コード 92 新小枝番コード3 93 新住所漢字 94 新方書漢字 95 新部課名漢字 96 新産業大分類 97 新産業中分類 98 新産業小分類 99 新画面表示保護 100 新合併前自治体コード 101 新合併前宛名コード 102 新異動担当者 103 新更新業務コード 104 新区コード 105 新ホスト税目コード 106 新予備項目 107 新利用者予備項目 108 予備項目 109 利用者予備項目

住記連動エラー				
31	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 処理シーケンス 4 処理結果 5 本名レコード 6 本名-タイムスタンプ日付 7 本名-タイムスタンプ時刻 8 本名-宛名コード 9 本名-宛名区分 10 本名-個法区分 11 本名-宛名税目コード 12 本名-送付先履歴番号 13 本名-関連宛名設定フラグ 14 本名-宛名異動事由 15 本名-送付先設定事由 16 本名-送付先設定異動日 17 本名-送付先設定届出日 18 本名-送付先廃止事由 19 本名-送付先廃止異動日 20 本名-送付先廃止届出日 21 本名-氏名カナ情報 22 本名-氏名検索カナ情報 23 本名-氏名漢字情報	24 本名-国保資格 25 本名-通称名使用区分 26 本名-住登者区分 27 本名-名カナ情報 28 本名-名検索カナ情報 29 本名-名漢字情報 30 本名-通称名区分 31 本名-生年月日 32 本名-性別 33 本名-行政区コード 34 本名-小学校区 35 本名-中学校区 36 本名-選挙区 37 本名-国籍コード 38 本名-在留資格 39 本名-視覚障害者区分 40 本名-宛名整理コード 41 本名-支店名カナ情報 42 本名-支店名検索カナ情報 43 本名-支店名漢字情報 44 本名-組織区分 45 本名-組織名表示区分 46 本名-共有者数	47 本名-共有区分 48 本名-代表者宛名コード 49 本名-部課名漢字 50 本名-産業大分類 51 本名-産業中分類 52 本名-産業小分類 53 本名-集配局コード 54 本名-郵便親番 55 本名-郵便子番 56 本名-住所区分 57 本名-住所コード 58 本名-番地コード 59 本名-枝番コード 60 本名-小枝番コード 61 本名-小枝番コード3 62 本名-住所漢字 63 本名-方書漢字 64 本名-画面表示保護 65 本名-更新業務コード 66 本名-合併前自治体コード 67 本名-合併前宛名コード 68 本名-異動担当者 69 本名-区コード	70 本名-予備項目 71 本名-利用者予備項目 72 通称名レコード 73 通称名-氏名カナ情報 74 通称名-氏名漢字情報 75 世帯レコード 76 世帯-タイムスタンプ日付 77 世帯-タイムスタンプ時刻 78 世帯コード 79 世帯員宛名コード 80 続柄コード 81 世帯増事由 82 世帯増異動日 83 世帯増届出日 84 世帯減事由 85 世帯減異動日 86 世帯減届出日 87 世帯-異動担当者 88 世帯-予備項目 89 世帯-利用者予備項目
通知書番号連携				
32	1 調定発生年度 2 課税根拠年度 3 税目コード 4 通知書番号 5 期別 6 申告連番 7 賦課決定通知日 8 宛名コード 9 名寄せコード 10 納期限	11 法定納期限等 12 調定額1~2 13 延滞金調定額 14 不足税額延滞金調定額 15 督促手数料調定額 16 収納額1~2 17 収納延滞金 18 収納督促手数料 19 収納退職所得額 20 還付加算金	21 収納日 22 領収日 23 軽自車種コード 24 軽自標識番号 25 軽自物件番号 26 官公庁フラグ 27 住民税課税区分 28 督促フラグ 29 督促発行日 30 合併元自治体コード	31 現過区分 32 延滞金確定入金フラグ 33 調定区分 34 所有者コード 35 更正理由コード 36 課税区コード 37 異動日 38 作成日
町コード変換				
33	1 旧町コード 2 区コード1~2	3 新町コード1~2 4 管理区コード1~2	5 変換注意フラグ	
町コード分割				
34	1 旧町名コード 2 開始番地	3 開始枝番地 4 開始子枝番地	5 終了番地 6 終了枝番地	7 終了子枝番地 8 情報参照区分
市外住所2				
35	1 住2-都道府県住所コード 2 住2-市区町村住所コード 3 住2-町大字住所コード 4 住2-丁目字住所コード 5 住2-小字通称住所コード 6 住2-郵便番号 7 住2-郵便マーク	8 住2-コントロールホール 9 住2-公称通称区分 10 住2-登録年月 11 住2-都道府県カナ住所 12 住2-市区町村カナ住所 13 住2-町大字通称カナ住所 14 住2-丁目字小字通称カナ住所	15 住2-都道府県漢字住所 16 住2-市区町村漢字住所 17 住2-町大字通称漢字住所 18 住2-丁目字小字通称漢字住所 19 住2-新郵便番号 20 住2-新郵便マーク 21 住2-字小字フラグ	22 住2-政令指定都市フラグ 23 住2-レコード区分 24 住2-タイムスタンプ-日付 25 住2-タイムスタンプ-時刻

Ⅱ 個人住民税の賦課に関する事務で使用するデータベース(DB)

個人基本				
1	1 タイムスタンプ日付	16 障害者区分	31 徴収希望	46 世帯外扶養氏名1～5
	2 タイムスタンプ時刻	17 寡婦区分	32 納通発送区分	47 合併前自治体コード
	3 予備	18 寡夫区分	33 納通発送日	48 固有情報
	4 年度	19 個人コメント1～4	34 市申送区分	49 更新年月日
	5 宛名コード	20 賦課氏名カナ	35 未申告区分	50 更新時分
	6 宛名区分	21 賦課氏名漢字	36 294条通知日	51 更新職員番号
	7 賦課期日区分	22 賦課住所区分	37 通報年月日	52 課税区
	8 性別	23 賦課住所コード	38 扶養照会区分	53 賦課住所区コード
	9 生年月日	24 賦課住所番地	39 扶養照会年月日	54 予備項目数字1～2
	10 世帯コード	25 賦課住所枝番	40 申告書発送済区分	55 予備項目漢字1～2
	11 続柄コード	26 賦課住所小枝番	41 国保加入区分	56 予備項目文字1～2
	12 生活保護該当区分	27 賦課住所	42 世帯外被扶養区分	57 家屋敷所得照会年月日
	13 本人専従区分	28 賦課住所方書	43 世帯外扶養情報	58 年金特徴判定
	14 事業所家屋敷区分	29 新規フラグ	44 世帯外扶養区分1～5	59 日次連携フラグ
	15 被扶養区分	30 配偶者宛名コード	45 世帯外扶養宛名コード1～5	60 利用者予備項目
個人基本メモ				
2	1 タイムスタンプ日付	5 宛名コード	9 メモ本年度のみ	13 予備項目漢字1～2
	2 タイムスタンプ時刻	6 メモ内容	10 課税住所コード	14 予備項目文字1～2
	3 予備	7 住登地住所コード	11 課税住所	
	4 年度	8 住登地住所	12 予備項目数字1～2	
賦課				
3	1 タイムスタンプ日付	26 配特区分	50 生活保護取扱区分	74 期別情報
	2 タイムスタンプ時刻	27 扶養同老人数	51 次年度市申送	75 期割額1～8
	3 予備	28 扶養老人数	52 特徴給報資料番号	76 警告コード1～6
	4 年度	29 扶養他人数	53 免除森林環国	77 エラーコード1～6
	5 宛名コード	30 扶養特定人数	54 年税森林環国	78 予備項目数字1～2
	6 賦課連番	31 障害同特人数	55 特徴森林環国	79 予備項目漢字1～2
	7 徴収区分	32 障害特人数	56 年金特徴森林環国	80 予備項目文字1～2
	8 賦課レコード状態	33 障害他人数	57 普徴森林環国	81 国外居住人数
	9 処理コード	34 扶障配含区分	58 森林環境税一予備1	82 物価高騰一臨時交付
	10 更正事由	35 本人特障	59 変更納期限1期～4期	83 計算値老年者区分
	11 異動年月日	36 本人他障	60 確定延滞金計算区分	84 森林環境税免除理由
	12 済期	37 夫あり	61 決定日	85 森林環境税非課税区分
	13 開始期	38 未成年	62 オンライン決定フラグ	86 税移減税区分
	14 済月	39 老年者	63 通知書番号	87 年金特徴計算
	15 開始月	40 寡婦一般	64 所得控除件数	88 年金特徴停止月
	16 更新年月日	41 寡婦特別	65 所得控除情報領域	89 本徴収停止依頼日
	17 更新時分	42 寡夫	66 所得控除区分001～065	90 扶養年少人数
	18 更新職員番号	43 勤労学生	67 所得控除額001～065	91 居住年月日
	19 消除区分	44 本人専従	68 分離譲渡条文情報領域	92 住宅特定取得区分
	20 優先資料区分	45 事業所家屋敷	69 分離譲渡条文区分1～6	93 本徴収更正月
	21 優先資料番号	46 均等割区分	70 分離譲渡条文コード1～6	94 同一生計控配外
	22 給与合算区分	47 本人希望徴収区分	71 月別情報	95 所得金額調整控除額区分子特
	23 受給者番号	48 青色申告区分	72 月割額01～12	96 ひとり親
	24 非課税区分	49 専従配偶者	72 月別特徴指定番号01～12	97 利用者予備項目
	25 控対配	49 専従他人数	73 月別特徴個人番号01～12	
賦課溢れ				
4	1 タイムスタンプ日付	4 年度	7 徴収区分	10 所得控除額001～195
	2 タイムスタンプ時刻	5 宛名コード	8 所得控除情報領域	11 予備項目文字1
	3 予備	6 賦課連番	9 所得控除区分001～195	
過年度				
5	1 タイムスタンプ日付	6 過年度連番	11 過年度通知日	16 更新時分
	2 タイムスタンプ時刻	7 過年度枝番	12 変更納期限	17 更新職員番号
	3 予備	8 調定年度	13 決定日	18 予備項目数字1～2
	4 課税年度	9 過年度増分税額	14 賦課連番	19 予備項目文字1
	5 宛名コード	10 過年度納期限	15 更新年月日	20 利用者予備項目
事業所基本				
6	1 タイムスタンプ日付	11 納通等返送日	21 給報受付日	31 予備項目数字2
	2 タイムスタンプ時刻	12 納特区分	22 事業所異動事由	32 月割充当額01～12
	3 予備	13 納特開始年月	23 特徴最終個人番号	33 納税者ID
	4 年度	14 納特終了年月	24 特徴月別情報	34 予告通知本年
	5 特徴指定番号	15 非課税人数	25 特徴月割額01～12	35 予告通知次年
	6 決定日	16 普徴区分	26 特徴月別人員01～12	36 特徴義務者用電子通知要否
	7 宛名コード	17 通知書出力区分	27 更新年月日	37 納税義務者用電子通知要否
	8 報告人数	18 個人番号配番区分	28 更新時分	38 予備項目文字1～2
	9 納入書発送区分	19 官公庁区分	29 更新職員番号	39 利用者予備項目
	10 納通等返送区分	20 総括表訂正有無	30 予備項目数字1	

事業所基本メモ				
7	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 年度 5 特徴指定番号 6 メモ内容	7 メールアドレス 8 予備項目数字1～2 9 予備項目漢字1～2	10 予備項目文字1～2
従業員				
8	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度	5 特徴指定番号 6 特徴個人番号 7 決定日 8 宛名コード	9 賦課連番 10 従業員状態 11 予備項目数字1～2 12 予備項目漢字1～2	13 予備項目文字1～2 14 利用者予備項目
事業所管理				
9	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 特徴指定番号 5 宛名コード 6 予備項目数字1～2	7 予備項目漢字1～2 8 予備項目文字1～2 9 利用者予備項目	
資料				
10	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度 5 資料区分 6 資料番号 7 宛名コード 8 氏名カナ 9 生年月日 10 特徴指定番号 11 特徴個人番号 12 受給者番号 13 控対配 14 配特区分 15 扶養同老人数 16 扶養老人数 17 扶養他人数 18 扶養特定人数 19 障害同特人数 20 障害特人数 21 障害他人数 22 扶障配合区分	23 本人特障 24 本人他障 25 夫あり 26 未成年 27 老年者 28 寡婦一般 29 寡婦特別 30 寡夫 31 勤労学生 32 本人専従 33 事業所家屋敷 34 均等割区分 35 本人希望徴収区分 36 青色申告区分 37 専従配偶者 38 専従他人数 39 生活保護取扱区分 40 次年度市申発送 41 乙欄区分 42 中途就退区分 43 中途就退年月日 44 課税対象外区分	45 電話番号 46 所得控除件数 47 所得控除情報領域 48 所得控除区分001～025 49 所得控除額001～025 50 分離譲渡条文情報領域 51 分離譲渡条文区分1～6 52 分離譲渡条文コード1～6 53 専従者情報 54 専従者生年月日1～5 55 専従者給与額1～5 56 専従者宛名コード1～5 57 配偶者生年月日 58 配偶者宛名コード 59 扶養者情報 60 扶養者生年月日1～7 61 扶養者宛名コード1～7 62 警告コード1～6 63 エラーコード1～6 64 摘要欄存在フラグ 65 更新年月日 66 更新時分	67 更新職員番号 68 特別徴収義務者コード 69 住控対象外区分 70 扶養年少人数 71 年少扶養生年月日1～4 72 年少扶養宛名コード1～4 73 整理番号 74 受付番号 75 居住年月日 76 住宅特定取得区分 77 配偶者フリガナ 78 扶養者フリガナ1～7 79 年少扶養フリガナ1～4 80 同一生計控配外 81 申告特例回送元団体コード 82 所得金額調整控除額区分子特 83 ひとり親 84 配当等全部申告不要 85 退職手当有扶養親族等区分 86 予備項目文字2 87 利用者予備項目
資料溢れ				
11	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度	5 資料区分 6 資料番号 7 所得控除情報領域 8 所得控除区分001～030	9 所得控除額001～030 10 給報摘要欄 11 予備項目数字1～2 12 予備項目漢字1～2	13 予備項目文字1～2
異動				
12	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 宛名コード 5 更新日付	6 更新時刻 7 課税年度 8 処理コード 9 異動後賦課連番 10 プリントフラグ	11 オンライン決定フラグ 12 決定日 13 更新年月日 14 更新時分 15 更新職員番号	16 予備項目数字1～2 17 予備項目漢字1～2 18 予備項目文字1～2 19 利用者予備項目
システム管理				
13	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 年度 5 番号区分 6 最終区分	7 最終連番 8 DB識別区分 9 予備項目数字1～2	10 予備項目漢字1～2 11 予備項目文字1～2 12 利用者予備項目
被扶養専従者				
14	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度 5 宛名コード	6 履歴連番 7 主宛名コード 8 主世帯コード 9 被扶養専従者区分 10 被扶養区分	11 消除区分 12 被扶養専従異動事由 13 異動年月日 14 更新年月日 15 更新時分	16 更新職員番号 17 予備項目数字1～2 18 予備項目漢字1～2 19 予備項目文字1～2 20 利用者予備項目
退職調定				
15	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 公金日 5 整理番号 6 消除区分 7 連番	8 全件検索キー 9 領収日 10 調定年度 11 課税年度 12 年月分 13 特徴指定番号 14 納付額	15 支払額 16 調定額 17 更正受理日 18 人数 19 市民税額 20 県民税額 21 調定年月日	22 決定フラグ 23 更新年月日 24 更新時分 25 更新職員番号 26 予備項目数字1～2 27 予備項目漢字1～2 28 予備項目文字1～2
事業所資料番号				
16	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度	5 特徴指定番号 6 資料番号 7 更新年月日 8 更新時分	9 更新職員番号 10 予備項目数字1～2 11 予備項目漢字1～2 12 予備項目文字1～2	13 利用者予備項目

税率				
17	1 タイムスタンプ日付	68 民税限度額山林所得特控限度額	135 その他所得税控除率	202 分離課税税率分長軽課境界値
	2 タイムスタンプ時刻	69 民税限度額特別控除限度額	136 その他所得税控除率以下	203 分離課税税率肉売価額税率
	3 予備	70 民税限度額級地区分	137 その他所得税控除率超	204 分離課税税率肉売価額市
	4 年度	71 所得税税率テーブル	138 山林所得税率テーブル	205 分離課税税率肉売価額県
	5 市民税税率テーブル	72 所得税税率	139 山林所得税率	206 分離課税税率肉売価額国
	6 市民税税率	73 所得税税率課税標準額1～7	140 山林所得税率課税標準額1～5	207 分離課税税率有価証券税率
	7 市民税税率課税標準額1～3	74 所得税税率税率1～7	141 山林所得税率税率1～5	208 分離課税税率有価証券市
	8 市民税税率税率1～3	75 所得税税率速算控除1～7	142 山林所得税率速算控除1～5	209 分離課税税率有価証券県
	9 市民税税率速算控除1～3	76 所得税控除額テーブル	143 分離課税税率テーブル	210 分離課税税率有価証券国
	10 県民税税率テーブル	77 所得税控除額	144 分離課税税率超短土地税率	211 分離課税税率商品先物税率
	11 県民税税率	78 所得税控除額基礎控除	145 分離課税税率超短土地市	212 分離課税税率商品先物市
	12 県民税税率課税標準額1～3	79 所得税控除額配偶者控除一般	146 分離課税税率超短土地県	213 分離課税税率商品先物県
	13 県民税税率税率1～3	80 所得税控除額配偶者控除老人	147 分離課税税率超短土地国	214 分離課税税率商品先物国
	14 県民税税率速算控除1～3	81 所得税控除額扶養控除一般	148 分離課税税率土地等税率	215 均等割軽減額
	15 住民税均等割テーブル	82 所得税控除額扶養控除老人	149 分離課税税率土地等市	216 均等割軽減額1～9
	16 住民税均等割	83 所得税控除額扶養控除同居老	150 分離課税税率土地等県	217 定率控除テーブル
	17 住民税均等割市均等割	84 所得税控除額扶養控除同特	151 分離課税税率土地等国	218 定率控除住民税率
	18 住民税均等割県均等割	85 所得税控除額扶養控除同特加算	152 分離課税税率分短一般税率	219 定率控除住民税限度額
	19 住民税均等割非課税限度額	86 所得税控除額扶養控除特定	153 分離課税税率分短一般市	220 定率控除所得税税率
	20 住民税均等割調整加算額	87 所得税控除額扶養控除特定同特	154 分離課税税率分短一般県	221 定率控除所得税限度額
	21 住民税控除額テーブル	88 所得税控除額障害者控除普通	155 分離課税税率分短一般国	222 分離課税税率上場株式税率
	22 住民税控除額基礎控除	89 所得税控除額障害者控除特別	156 分離課税税率分短軽減税率	223 分離課税税率上場株式市
	23 住民税控除額配偶者控除一般	90 所得税控除額寡婦控除	157 分離課税税率分短軽減市	224 分離課税税率上場株式県
	24 住民税控除額配偶者控除老人	91 所得税控除額寡婦加算控除	158 分離課税税率分短軽減県	225 分離課税税率上場株式国
	25 住民税控除額扶養控除一般	92 所得税控除額寡夫控除	159 分離課税税率分短軽減国	226 配当割額控除額市按分率分子
	26 住民税控除額扶養控除老人	93 所得税控除額勤労学生控除	160 分離課税税率分長一般税率	227 配当割額控除額市按分率分母
	27 住民税控除額扶養控除同居老	94 所得税控除額老年者控除	161 分離課税税率分長一般市以下	228 株譲渡所得割控除額市按分率分子
	28 住民税控除額扶養控除同特	95 所得税控除額扶養控除年少	162 分離課税税率分長一般県以下	229 株譲渡所得割控除額市按分率分母
	29 住民税控除額扶養控除同特加算	96 所得税限度額テーブル	163 分離課税税率分長一般国以下	230 所得税限度額住宅耐震改修特別控除
	30 住民税控除額扶養控除特定	97 所得税限度額	164 分離課税税率分長一般市超	231 県均等割内独自加算額
	31 住民税控除額扶養控除特定同特	98 所得税限度額生命保険控除額	165 分離課税税率分長一般県超	232 民税限度額地震保険控除額
	32 住民税控除額障害者控除普通	99 所得税限度額一般生命保険控除額	166 分離課税税率分長一般国超	233 民税限度額地震保険分控除額
	33 住民税控除額障害者控除特別	100 所得税限度額個人年金分控除額	167 分離課税税率分長一般市超超	234 所得税限度額地震保険控除額
	34 住民税控除額寡婦控除	101 所得税限度額損害保険料控除額	168 分離課税税率分長一般県超超	235 所得税限度額地震保険分控除額
	35 住民税控除額寡婦加算控除	102 所得税限度額損保短期控除額	169 分離課税税率分長一般国超超	236 寄附金控除関連
	36 住民税控除額寡夫控除	103 所得税限度額損保長期控除額	170 分離課税税率分長一般市加算	237 寄附金控除適用下限額
	37 住民税控除額勤労学生控除	104 所得税限度額配偶者所得額	171 分離課税税率分長一般県加算	238 寄附金控除限度額の率
	38 住民税控除額老年者控除	105 所得税限度額控対配所得額	172 分離課税税率分長一般国加算	239 特例控除基準額1～7
	39 住民税限度額テーブル	106 所得税限度額控対配特最低額	173 分離課税税率分長一般市加算2	240 特例控除率1～7
	40 民税限度額	107 所得税限度額配偶特別控除額	174 分離課税税率分長一般県加算2	241 特例控除率総所得マイナス
	41 民税限度額生命保険控除額	108 所得税限度額住宅取得控除額	175 分離課税税率分長一般国加算2	242 特例控除率土地等事業有
	42 民税限度額一般生命保険控除額	109 配当控除率テーブル	176 分離課税税率分長一般境界値	243 特例控除率短期譲渡所得有
	43 民税限度額個人年金分控除額	110 配当控除率	177 分離課税税率分長一般境界値2	244 特例控除率上場株式等有
	44 民税限度額損害保険料控除額	111 配当控除率市民税控除率	178 分離課税税率分長軽減税率	245 地方自治体寄附金限度率
	45 民税限度額損保短期控除額	112 配当控除率市控除率以下	179 分離課税税率分長軽減市	246 分離課税税率配当所得税率
	46 民税限度額損保長期控除額	113 配当控除率市控除率超	180 分離課税税率分長軽減県	247 分離課税税率配当所得市
	47 民税限度額障害者非課税限度額	114 配当控除率県民税控除率	181 分離課税税率分長軽減国	248 分離課税税率配当所得県
	48 民税限度額未成年非課税限度額	115 配当控除率県控除率以下	182 分離課税税率分長特定税率	249 分離課税税率配当所得国
	49 民税限度額老年者非課税限度額	116 配当控除率県控除率超	183 分離課税税率分長特定市以下	250 復興特別所得税率
	50 民税限度額寡婦非課税限度額	117 配当控除率所得税控除率	184 分離課税税率分長特定県以下	251 消費増税後住宅控除率
	51 民税限度額寡夫非課税限度額	118 配当控除率所得税控除率以下	185 分離課税税率分長特定国以下	252 住宅控除額市按分率分子
	52 民税限度額所得割調整基準額	119 配当控除率所得税控除率超	186 分離課税税率分長特定市超	253 住宅控除額市按分率分母
	53 民税限度額所得割調整加算額	120 配当控除率境界値	187 分離課税税率分長特定県超	254 調整控除率市
	54 民税限度額老年者控除限度額	121 外貨建て市民税控除率	188 分離課税税率分長特定国超	255 調整控除率県
	55 民税限度額学生控除限度額	122 外貨建て市控除率以下	189 分離課税税率分長特定市加算	256 住民税均等割基準加算額
	56 民税限度額学生控除不労限度額	123 外貨建て市控除率超	190 分離課税税率分長特定県加算	257 民税限度額所得割基準加算額
	57 民税限度額寡婦控除所得限度額	124 外貨建て県民税控除率	191 分離課税税率分長特定境界値	258 住民税控除額ひとり親控除
	58 民税限度額寡婦加算控除所得限度額	125 外貨建て県控除率以下	192 分離課税税率分長軽課税率	259 民税限度額ひとり親非課税限度額
	59 民税限度額寡夫控除所得限度額	126 外貨建て県控除率超	193 分離課税税率分長軽課市以下	260 民税限度額ひとり親控除所得限度額
	60 民税限度額医療費控除限度額	127 外貨建て所得税控除率	194 分離課税税率分長軽課県以下	261 住民税控除額基礎控除限度額1～3
	61 民税限度額配偶特別控除所得額	128 外貨建て所得税控除率超	195 分離課税税率分長軽課国以下	262 住民税控除額基礎控除2～3
	62 民税限度額配偶特別控除額	129 その他市民税控除率	196 分離課税税率分長軽課市超	263 所得税控除額基礎控除限度額1～3
	63 民税限度額配偶扶養所得限度額	130 その他市控除率以下	197 分離課税税率分長軽課県超	264 所得税控除額基礎控除2～3
	64 民税限度額白専配偶者控除額	131 その他市控除率超	198 分離課税税率分長軽課国超	265 森林環境税額
	65 民税限度額白専その他控除額	132 その他県民税控除率	199 分離課税税率分長軽課市加算	
	66 民税限度額総合譲渡特控限度額	133 その他県控除率以下	200 分離課税税率分長軽課県加算	
	67 民税限度額一時所得特控限度額	134 その他県控除率超	201 分離課税税率分長軽課国加算	
納期限				
18	1 タイムスタンプ日付	6 日付1～12	11 発番一所得照会	16 予備項目数字1～2
	2 タイムスタンプ時刻	7 発番一課税権通知	12 発番一事業所	17 予備項目文字1～2
	3 予備	8 発番一住所地照会	13 発番一家屋敷	18 発番一家屋敷所得照会
	4 年度	9 発番一扶養照会個人	14 発番一還付金当初	19 利用者予備項目
	5 区分	10 発番一扶養照会事業所	15 発番一還付金異動	

異動累積				
19	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 処理年月日	5 処理時刻 6 処理コード 7 操作職員番号 8 宛名コード	9 特徴指定番号 10 課税年度 11 メンテ区分 12 テーブル名	13 処理端末名 14 予備項目 15 異動前 16 異動後
指定番号変換				
20	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 旧自治体コード 5 旧特徴指定番号 6 旧宛名コード	7 課税年度 8 新特徴指定番号 9 新宛名コード	10 更新年月日 11 予備項目
特別徴収対象者情報データ				
21	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度 5 連番 6 レコード区分 7 市町村 8 府県コード 9 市町村コード 10 特別徴収義務者コード 11 通知内容コード 12 予備1～3 13 特別徴収制度コード 14 作成年月日 15 年金保険者用整理番号1 16 年金コード 17 生年月日 18 性別 19 氏名 20 氏名－カナ 21 氏名－SI 22 氏名－漢字 23 氏名－SO 24 住所	25 住所－郵便番号 26 住所－カナ 27 住所－SI 28 住所－漢字 29 住所－SO 30 各種区分 31 処理結果 32 各種年月日 33 金額1～8 34 停止年月 35 年金保険者用整理番号2 36 宛名コード 37 宛名コード付番区分 38 文字コード変換後 39 氏名カナ全角－UCS 40 氏名漢字－UCS 41 住所カナ全角－UCS 42 住所漢字－UCS 43 年金保険者用整理番号2－UCS 44 特徴税額通知情報 45 特徴税額通知－作成日 46 特徴税額通知－対象者情報 47 年金特徴予定額10月 48 年金特徴予定額12月	49 年金特徴予定額2月 50 年金特徴予定額4月 51 年金特徴予定額6月 52 年金特徴予定額8月 53 税額通知結果情報 54 税額通知結果－受領日 55 税額通知結果－処理結果 56 徴収結果情報 57 徴収結果－10月受領日 58 徴収結果－10月各種区分 59 徴収結果－12月受領日 60 徴収結果－12月各種区分 61 徴収結果－2月受領日 62 徴収結果－2月各種区分 63 徴収結果－4月受領日 64 徴収結果－4月各種区分 65 徴収結果－6月受領日 66 徴収結果－6月各種区分 67 徴収結果－8月受領日 68 徴収結果－8月各種区分 69 停止通知情報 70 停止通知－作成日 71 停止通知－各種区分 72 停止結果情報	73 停止結果－受領日 74 停止結果－処理結果 75 変更通知－作成日 76 変更通知－各種区分 77 変更結果－受領日 78 変更結果－処理結果 79 特定誤りフラグ 80 更新年月日 81 更新時分 82 更新職員番号 83 予備項目数字1～2 84 予備項目漢字1～2 85 予備項目文字1～2 86 利用者予備項目
仮徴収データ				
22	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度 5 宛名コード 6 仮徴収連番 7 処理コード 8 賦課連番	9 消除区分 10 停止事由 11 停止月 12 異動年月日 13 仮徴収金額 14 仮徴収4月 15 仮徴収6月 16 仮徴収8月	17 前年徴収金額 18 前年徴収10月 19 前年徴収12月 20 前年徴収2月 21 依頼年月日 22 決定日 23 当初確定フラグ 24 プリントフラグ	25 更新年月日 26 更新時分 27 更新職員番号 28 予備項目数字1～2 29 予備項目漢字1～2 30 予備項目文字1～2 31 利用者予備項目
請求情報				
23	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 課税年度 5 調定年度 6 宛名コード 7 期別 8 発行連番 9 異動区分	10 電子収納連携情報有無 11 IBOCR情報 12 新OCR上段 13 新OCR下段 14 納付番号 15 確認番号 16 納付合計額 17 納付内容カナ 18 納付内容漢字	19 法定納期限 20 納付期限年月日 21 納付情報適用年月日 22 収納サービス利用拒否区分 23 バーコード情報 24 オンパッチ区分 25 発行区分 26 発行種別 27 通知年月日	28 請求情報搭載済 29 更新年月日 30 更新時分 31 更新職員番号 32 予備項目数字1～2 33 予備項目漢字1～2 34 予備項目文字1～2 35 利用者予備項目
事業所家屋数名寄				
24	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 年度	4 整理番号 5 宛名コード01～10 6 有効宛名コード件数	7 更新年月日 8 更新時分 9 更新職員番号	10 予備項目数字1～2 11 予備項目文字1

賦課X			
25	1 タイムスタンプ日付	135 分短軽減一条文	269 商品先物一課標
	2 タイムスタンプ時刻	136 分長一般一条文	270 上場株式一課標
	3 予備	137 分長特定一条文	271 分離配当一課標
	4 年度	138 分長軽減一条文	272 課標一予備3～6
	5 宛名コード	139 分長軽減一条文	273 上場株式一繰後
	6 賦課連番	140 繰越損失一総所得	274 算出所得割情報
	7 徴収区分	141 繰越損失一超短期	275 総所得市一算出
	8 賦課レコード状態	142 繰越損失一土地等	276 総所得県一算出
	9 処理コード	143 繰越損失一分短	277 超短土地市一算出
	10 更正事由	144 繰越損失一分長	278 超短土地県一算出
	11 異動年月日	145 繰越損失一山林	279 土地等市一算出
	12 済期	146 繰越損失一株式	280 土地等県一算出
	13 開始期	147 繰越損失一特定居住	281 分短一般市一算出
	14 済月	148 繰越損失一雑	282 分短一般県一算出
	15 開始月	149 総合譲渡短一特控	283 分短軽減市一算出
	16 更新年月日	150 総合譲渡長一特控	284 分短軽減県一算出
	17 更新時分	151 政党等寄付金控除等	285 分長一般市一算出
	18 更新職員番号	152 特定支出控除額	286 分長一般県一算出
	19 消除区分	153 専従控除合計	287 分長特定市一算出
	20 優先資料区分	154 所得控除情報	288 分長特定県一算出
	21 優先資料番号	155 雑損控除	289 分長軽減市一算出
	22 給与合算区分	156 医療費控除	290 分長軽減県一算出
	23 受給者番号	157 社会保険料控除	291 分長軽減市一算出
	24 非課税区分	158 共済等掛金控除	292 分長軽減県一算出
	25 控対配	159 寄付金控除	293 山林所得市一算出
	26 配特区分	160 一般生保所税控除	294 山林所得県一算出
	27 扶養同老人数	161 一般生命保険支払	295 肉売価額市一算出
	28 扶養老人数	162 生保所得税控除	296 肉売価額県一算出
	29 扶養他人数	163 個人年金支払	297 証券所得市一算出
	30 扶養特定人数	164 損保長期支払	298 証券所得県一算出
	31 障害同特人数	165 損保短期支払	299 退職所得市一算出
	32 障害特人数	166 生命保険料控除民税入力	300 退職所得県一算出
	33 障害他人数	167 損害保険控除民税入力	301 商品先物市一算出
	34 扶障配含区分	168 配偶特別控除民税入力	302 商品先物県一算出
	35 本人特障	169 医療費支払額	303 上場株式市一算出
	36 本人他障	170 地震保険料支払額	304 上場株式県一算出
	37 夫あり	171 期割充当額1～8	305 65歳以上特例額市
	38 未成年	172 人的控除の差の合計	306 65歳以上特例額県
	39 老年者	173 所得税控除情報	307 配当割額控除額市
	40 寡婦一般	174 損害保険控除国	308 配当割額控除額県
	41 寡婦特別	175 所得税寄付金控除	309 株譲渡所得割額控除額市
	42 寡夫	176 所得税配特控除	310 株譲渡所得割額控除額県
	43 勤労学生	177 住宅取得控除	311 控除不足額市
	44 本人専従	178 配当控除	312 控除不足額県
	45 事業所家屋敷	179 外国税額控除	313 配当控除市
	46 均等割区分	180 個人年金所税控除	314 配当控除県
	47 本人希望徴収区分	181 損保長期所税控除	315 所得割調整情報
	48 青色申告区分	182 損保短期所税控除	316 所得割調整市
	49 専従配偶者	183 投資リース控除	317 所得割調整県
	50 専従他人数	184 耐震改修特別控除	318 差引所得割情報
	51 生活保護取扱区分	185 地震保険控除国	319 差引所得割市
	52 次年度市申送	186 電子証明書等特別控除	320 差引所得割県
	53 特徴森林環国	187 住宅特別控除可能額	321 外国税額控除情報
	54 免除森林環国	188 還付金額	322 外国税額控除市
	55 年税森林環国	189 調整控除市	323 外国税額控除県
	56 特徴森林環国	190 調整控除県	324 減免前所得割情報
	57 年金特徴森林環国	191 配当割額控除額	325 減免前所得割市
	58 普徴森林環国	192 株式等譲渡所得割額控除額	326 減免前所得割県
	59 森林環境税一予備1	193 配偶者合計所得	327 減免前均等割情報
	60 変更納期限1期～4期	194 差引所得税額	328 減免前均等割市
	61 変更納期限随1～4	195 所得税額	329 減免前均等割県
	62 確定延滞金計算区分	196 給与所得	330 減免決定情報
	63 決定日	197 公的年金所得	331 減免所得割市
	64 オンライン決定フラグ	198 適用控除情報	332 減免所得割県
	65 収入情報	199 生命保険料控除	333 減免均等割市
	66 給与収入	200 障害者控除	334 減免均等割県
	67 専従給与収入	201 老年者控除	335 年税額情報
	68 公的年金収入	202 寡婦控除	336 年税額
	69 総合雑	203 寡夫控除	337 年税所得割市
	70 収入一予備1～3	204 勤労学生控除	338 年税所得割県
	71 所得情報	205 配偶者控除	339 年税均等割市
	72 営業所得	206 配偶特別控除	340 年税均等割県
	73 農業所得	207 扶養控除	341 特徴税額情報
	74 他事業所得	208 基礎控除	342 特徴税額
			403 市指定寄附金支払
			404 日赤等寄附金支払
			405 寄附金控除市
			406 寄附金控除県
			407 普徴変更前年特所得割市
			408 普徴変更前年特所得割県
			409 普徴変更前年特均等割市
			410 普徴変更前年特均等割県
			411 年金特徴分期割額1～8
			412 分離配当一繰後
			413 分離配当市一算出
			414 分離配当県一算出
			415 新生命保険支払
			416 介護医療保険支払
			417 新個人年金支払
			418 支払回数割翌4月～8月
			419 本徴収更正月
			420 申告特例寄附金
			421 申告特例分寄附金控除市
			422 申告特例分寄附金控除県
			423 同一生計控配外
			424 所得金額調整控除額
			425 所得金額調整控除額年金分
			426 年金以外合計所得計算値
			427 ひとり親控除
			428 所得控除予備17～20
			429 居住年月日
			430 住宅特定取得区分
			431 仮徴収存在
			432 扶養年少人数
			433 予備項目数字02～03
			434 所のみ配当証券
			435 住のみ配当証券
			436 所のみ配当所得
			437 住のみ配当所得
			438 所のみ外貨建証
			439 住のみ外貨建証
			440 所のみその他証
			441 住のみその他証
			442 所のみ国外配当
			443 住のみ国外配当
			444 所のみ上場株式
			445 住のみ上場株式
			446 所のみ分離配当
			447 住のみ分離配当
			448 総所得市一算出県費前
			449 総所得県一算出県費前
			450 超短土市一算出県費前
			451 超短土県一算出県費前
			452 土地等市一算出県費前
			453 土地等県一算出県費前
			454 分短一市一算出県費前
			455 分短一県一算出県費前
			456 分短減市一算出県費前
			457 分短減県一算出県費前
			458 分長一市一算出県費前
			459 分長一県一算出県費前
			460 分長特市一算出県費前
			461 分長特県一算出県費前
			462 分長減市一算出県費前
			463 分長減県一算出県費前
			464 分長課市一算出県費前
			465 分長課県一算出県費前
			466 一般株市一算出県費前
			467 一般株県一算出県費前
			468 上場株市一算出県費前
			469 上場株県一算出県費前
			470 分離配市一算出県費前
			471 分離配県一算出県費前
			472 商品先市一算出県費前
			473 商品先県一算出県費前
			474 山林所市一算出県費前
			475 山林所県一算出県費前
			476 退職所市一算出県費前

75 不動産所得	209 一般生保民税控除	343 特徴所得割市	477 退職所県一算出県費前
76 利子所得	210 個人年金民税控除	344 特徴所得割県	478 肉売価市一算出県費前
77 配当所得	211 損害保険民税控除	345 特徴均等割市	479 肉売価県一算出県費前
78 投信配当所得	212 損保長期民税控除	346 特徴均等割県	480 調整控除市一県費前
79 雑所得	213 損保短期民税控除	347 普徴税額情報	481 調整控除県一県費前
80 一時所得一特後	214 地震保険民税控除	348 普徴税額	482 配当控除市一県費前
81 総短所得一特後	215 地震分民税控除	349 普徴所得割市	483 配当控除県一県費前
82 総長所得一特後	216 住宅特別控除見込額	350 普徴所得割県	484 住宅控除市一県費前
83 譲渡一時所得	217 所得控除一予備4	351 普徴均等割市	485 住宅控除県一県費前
84 超短土地所得	218 住宅特別控除市	352 普徴均等割県	486 寄附金控除市一県費前
85 土地等所得	219 住宅特別控除県	353 前納報奨金	487 寄附金控除県一県費前
86 分短一般一特後	220 税源移譲控除調整前市	354 定率控除所得割市	488 特例寄附控市一県費前
87 分短軽減一特後	221 税源移譲控除調整前県	355 定率控除所得割県	489 特例寄附控県一県費前
88 分長一般一特後	222 税源移譲控除調整後市	356 通知書番号	490 外国税控除市一県費前
89 分長特定一特後	223 税源移譲控除調整後県	357 免除前森林環国	491 外国税控除県一県費前
90 分長軽減一特後	224 適用控除合計	358 普徴変更前年特森林環国	492 所得割調整市一県費前
91 分長軽課一特後	225 本人勤労所得	359 森林環国一内訳月割01~05	493 所得割調整県一県費前
92 山林所得一特後	226 本人不労所得	360 計算値老年者区分	494 配当割控除市一県費前
93 退職所得	227 翌年度繰越損失	361 月別情報	495 配当割控除県一県費前
94 譲渡益	228 総所得	362 月割額01~12	496 譲渡割控除市一県費前
95 外貨建て証券投信	229 非課税判定所得計	363 月別特徴指定番号01~12	497 譲渡割控除県一県費前
96 その他証券投信	230 課税所得計	364 月別特徴個人番号01~12	498 控除不足額市一県費前
97 商品先物取引	231 総所得金額等	365 期別情報	499 控除不足額県一県費前
98 変動所得	232 扶養判定所得計	366 期割額1~8	500 差引所得割市一県費前
99 臨時所得	233 所得情報一繰後	367 警告コード1~6	501 差引所得割県一県費前
100 変超所得	234 超短土地一繰後	368 エラーコード1~6	502 減免前所割市一県費前
101 変動臨時前年	235 土地等一繰後	369 特徴指定番号	503 減免前所割県一県費前
102 変動臨時前前年	236 分短一般一繰後	370 特徴個人番号	504 減免所得割市一県費前
103 免税所得	237 分短軽減一繰後	371 月割充当額01~12	505 減免所得割県一県費前
104 肉牛売却所得	238 分長一般一繰後	372 生年月日	506 年税所得割市一県費前
105 肉牛売却価額	239 分長特定一繰後	373 合併前自治体コード	507 年税所得割県一県費前
106 国外配当	240 分長軽減一繰後	374 個人番号配番用資料番号	508 定額減税前所得割市一県費前
107 少額配当所得	241 分長軽課一繰後	375 賦課住所区分	509 定額減税前所得割県一県費前
108 非課税所得	242 山林一繰後	376 賦課住所コード	510 定額減税所得割市一県費前
109 上場株式等譲渡	243 譲渡益一繰後	377 予備項目数字1~2	511 定額減税所得割県一県費前
110 分長譲渡特定居住	244 退職一繰後	378 予備項目文字1~2	512 所得控除予備05一県費前~10
111 分離配当所得	245 商品先物一繰後	379 森林環境税免除理由	513 森林環国一内訳月割06~12
112 繰越損失一配当	246 平均課税情報	380 森林環境税非課税区分	514 森林環国一内訳回数割4月~2月
113 所得調整前給与所得	247 平均対象額	381 税移減税区分	515 森林環国一内訳期割1~8
114 所得一予備6	248 平均調整所得	382 利用者予備項目	516 定額減税前所得割市
115 所得一予備7	249 平均特別所得	383 年金特徴追加項目	517 定額減税前所得割県
116 繰越損失一先物取引	250 平均平均税率市	384 年金特徴計算	518 定額減税可能額
117 所得ゼロテーブル	251 平均平均税率県	385 年金特徴停止月	519 定額減税一特徴分
118 所得ゼロコード01~20	252 平均調整所得市	386 本徴収停止依頼日	520 定額減税一年金特徴分
119 所得情報一特前	253 平均調整所得県	387 年金特徴分控除合計	521 定額減税一普徴分
120 総合譲渡一特前	254 平均特別所得市	388 年金特徴分人の控除	522 減税内訳一年特期割分
121 一時所得一特前	255 平均特別所得県	389 年金特徴税額	523 定額減税控除外額
122 分短一般一特前	256 課税標準情報	390 年金特徴所得割市	524 所得控除予備41~50
123 分短軽減一特前	257 総所得一課標	391 年金特徴所得割県	525 所得金額調整控除額区分子特
124 分長一般一特前	258 超短土地一課標	392 年金特徴均等割市	526 ひとり親
125 分長特定一特前	259 土地等一課標	393 年金特徴均等割県	527 性別
126 分長軽減一特前	260 分短一般一課標	394 支払回数割4月	528 国外居住人数
127 分長軽課一特前	261 分短軽減一課標	395 支払回数割6月	529 物価高騰一臨時交付
128 山林所得一特前	262 分長一般一課標	396 支払回数割8月	530 利用者予備項目2
129 株式譲渡一特前	263 分長特定一課標	397 支払回数割10月	
130 繰越損失一特定投資株式	264 分長軽減一課標	398 支払回数割12月	
131 災害減免額	265 分長軽課一課標	399 支払回数割2月	
132 基準所得税額	266 山林所得一課標	400 寄附金控除関連	
133 分離譲渡条文領域	267 証券所得一課標	401 地方自治体寄附金	
134 分短一般一条文	268 退職所得一課標	402 県指定寄附金支払	

資料X				
26	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度 5 資料区分 6 資料番号 7 宛名コード 8 氏名カナ 9 生年月日 10 特徴指定番号 11 特徴個人番号 12 受給者番号 13 控対配 14 配特区分 15 扶養同老人数 16 扶養老人数 17 扶養他人数 18 扶養特定人数 19 障害同特人数 20 障害特人数 21 障害他人数 22 扶障配合区分 23 本人特障 24 本人他障 25 夫あり 26 未成年 27 老年者 28 寡婦一般 29 寡婦特別 30 寡夫 31 勤労学生 32 本人専従 33 事業所家屋敷 34 均等割区分 35 本人希望徴収区分 36 青色申告区分 37 専従配偶者 38 専従他人数 39 生活保護取扱区分 40 次年度市申発送 41 乙欄区分 42 中途就退区分 43 中途就退年月日 44 課税対象外区分 45 収入情報 46 給与収入 47 専従給与収入 48 公的年金収入 49 総合雑 50 収入ー予備1～3 51 所得情報 52 営業所得 53 農業所得 54 他事業所得 55 不動産所得 56 利子所得 57 配当所得 58 投信配当所得 59 雑所得 60 一時所得ー特後 61 総短所得ー特後 62 総長所得ー特後 63 超短土地所得	64 土地等所得 65 分短一般ー特後 66 分短軽減ー特後 67 分長一般ー特後 68 分長特定ー特後 69 分長軽減ー特後 70 分長軽減ー特後 71 山林所得ー特後 72 退職所得 73 譲渡益 74 外貨建て証券投信 75 その他証券投信 76 商品先物取引 77 変動所得 78 臨時所得 79 変超所得 80 変動臨時前年 81 変動臨時前前年 82 免税所得 83 肉牛売却所得 84 肉牛売却価額 85 国外配当 86 少額配当所得 87 非課税所得 88 所得税利子所得 89 所得税所得額合計 90 所得額合計民税入力 91 上場株式等譲渡 92 分長譲渡特定居住 93 分離配当所得 94 繰越損失ー配当 95 地方自治体寄附金 96 県指定寄附金支払 97 市指定寄附金支払 98 日赤等寄附金支払 99 繰越損失ー先物取引 100 所得ゼロテーブル 101 所得ゼロコードー01～20 102 特控情報 103 総合譲渡ー特控 104 総合譲渡短ー特控 105 総合譲渡長ー特控 106 一時所得ー特控 107 分短一般ー特控 108 分短軽減ー特控 109 分長一般ー特控 110 分長特定ー特控 111 分長軽減ー特控 112 分長軽減ー特控 113 山林所得ー特控 114 株式譲渡ー特控 115 繰越損失ー特定投資株式 116 災害減免額 117 基準所得税額 118 分離譲渡条文領域 119 分短一般ー条文 120 分短軽減ー条文 121 分長一般ー条文 122 分長特定ー条文 123 分長軽減ー条文 124 分長軽減ー条文 125 繰越損失ー総所得 126 繰越損失ー超短期	127 繰越損失ー土地等 128 繰越損失ー分短 129 繰越損失ー分長 130 繰越損失ー山林 131 繰越損失ー株式 132 繰越損失ー特定居住 133 繰越損失ー雑 134 政党等寄付金控除等 135 特定支出控除額 136 専従控除合計 137 所得控除情報 138 雑損控除 139 医療費控除 140 社会保険料控除 141 共済等掛金控除 142 寄付金控除 143 一般生命保険支払 144 生保所得税控除 145 個人年金支払 146 損保長期支払 147 損保短期支払 148 一般生保所得税控除 149 生命保険料控除民税入力 150 損害保険控除民税入力 151 配偶特別控除民税入力 152 医療費支払額 153 住民税控除計入力 154 住民税控除計算値 155 住民税所得合計計算値 156 地震保険料支払額 157 新生命保険支払 158 介護医療保険支払 159 新個人年金支払 160 国民年金等支払 161 セルフメディ 162 住宅特別控除計算値 163 住宅特別控除見込額 164 寄附金共同募金会日赤支部分 165 所得税控除情報 166 損害保険控除国 167 所得税寄付金控除 168 所得税配特控除 169 住宅取得控除 170 配当控除 171 外国税額控除 172 個人年金所得税控除 173 損保長期所得税控除 174 損保短期所得税控除 175 投資リース控除 176 耐震改修特別控除 177 地震保険控除国 178 電子証明書等特別控除 179 住宅特別控除可能額 180 配当割額控除額 181 株式等譲渡所得割額控除額 182 損害金額 183 損害補てん金額 184 災害関連支出 185 配偶者合計所得 186 前職給与収入 187 前職社会保険料控除 188 給与所得入力値 189 所得額合計入力値	190 所得税控除計入力 191 差引所得税額 192 外国税額控除市 193 外国税額控除県 194 給与所得 195 公的年金所得 196 所得税額 197 所得税所得金額合計 198 所得税控除合計 199 専従者情報 200 扶養者生年月日1～7 201 扶養者宛名コード1～7 202 扶養者控除額1～7 203 給報摘要欄 204 警告コード1～6 205 エラーコード1～6 206 今回入力フラグ 207 総所得 208 総所得ー課税 209 余白 210 徴収区分 211 読替氏名カナ 212 町丁目コード 213 濁点取り氏名カナ 214 名カナ 215 前年度宛名コード 216 警告区分 217 電話番号 218 特別徴収義務者コード 219 住控対象外区分 220 扶養年少人数 221 年少扶養生年月日1～3 222 年少扶養宛名コード1～3 223 整理番号 224 受付番号 225 予備項目文字2 226 補記転記コード1～6 227 居住年月日 228 住宅特定取得区分 229 申告特例寄附金 230 配偶者フリガナ 231 扶養者フリガナ1～7 232 年少扶養フリガナ1～4 233 自動付番ダブリ歴 234 専従者今回入力フラグ1～5 235 配偶者今回入力フラグ 236 扶養者今回入力フラグ1～7 237 年少扶養今回入力フラグ1～4 238 バッチ連絡用エリア 239 同一生計控配外 240 申告特例回送元団体コード 241 所得調整前給与所得 242 所得金額調整控除額入力値 243 所得金額調整控除額 244 所得金額調整控除額区分分子特 245 所得金額調整控除額年金分 246 年金以外合計所得計算値 247 基礎控除までの所得控除計 248 ひとり親 249 配当等全部申告不要 250 退職手当有扶養親族等区分 251 利用者予備項目

Ⅲ 軽自動車税の賦課に関する事務で使用するデータベース(DB)

軽自物件課税				
1	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備1 4 キー 5 調定年度 6 課税年度 7 物件番号 8 履歴連番 9 車種コード 10 標識NOー漢字 11 検索用標識NO 12 現所有者関係 13 受付連番 14 受付連番ー年度 15 受付連番ー連番 16 納税義務者個法区分 17 納税義務者コード 18 運転者区分 19 所有者使用者コード 20 所有者使用者名情報 21 定置場 22 軽自情報	23 車名コード 24 車名 25 車台番号 26 特例区分 27 排気量 28 排気量ー内燃 29 排気量ー電気 30 年式 31 認定番号 32 原動機番号 33 色コード 34 型式 35 課税保留 36 課税保留ー区分 37 課税保留ー開始日 38 課税保留ー終了日 39 届け出年月日 40 登録コード 41 廃車年月日 42 廃車事由 43 ナンバ返還有無 44 非課税区分	45 異動 46 異動事由 47 異動年月日 48 異動時間 49 新旧区分 50 異動連番 51 納税証明書 52 転通出力回数 53 転通年月日 54 課税額 55 調定年月日 56 納期限年月日 57 納税通知書番号 58 納税通知書番号区分 59 過年度期別 60 収納用更正事由 61 前年度非課税区分 62 合併前自治体コード 63 異動担当者 64 更新区分 65 担当区コード 66 台帳管理元区コード	67 電子申告入力区分 68 燃料の種類コード 69 初度検査年月 70 税率用途区分 71 重課判定コード 72 軽課判定コード 73 燃費基準達成車コード 74 排出ガス適合コード 75 車体の形状コード 76 型式ID文字 77 その他検査事項等コードA 78 その他検査事項等コードB 79 その他検査事項等コードC 80 原動機型式 81 予備項目 82 利用者予備項目
軽自番号管理				
2	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 レコード区分 5 年度 6 予備1ー2	7 項目1ー3 8 異動担当者 9 予備項目	10 利用者予備項目
軽自メモ				
3	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 キー 5 調定年度 6 課税年度	7 物件番号 8 情報 9 メモ情報	10 異動担当者 11 予備項目 12 利用者予備項目
軽自履歴				
4	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備1 4 キー 5 調定年度 6 課税年度 7 物件番号 8 履歴連番 9 車種コード 10 標識NOー漢字 11 検索用標識NO 12 現所有者関係 13 受付連番 14 受付連番ー年度 15 受付連番ー連番 16 納税義務者個法区分 17 納税義務者コード 18 運転者区分 19 所有者使用者コード 20 所有者使用者名情報 21 定置場 22 軽自情報	23 車名コード 24 車名 25 車台番号 26 特例区分 27 排気量 28 排気量ー内燃 29 排気量ー電気 30 年式 31 認定番号 32 原動機番号 33 色コード 34 型式 35 課税保留 36 課税保留ー区分 37 課税保留ー開始日 38 課税保留ー終了日 39 届け出年月日 40 登録コード 41 廃車年月日 42 廃車事由 43 ナンバ返還有無 44 非課税区分	45 異動 46 異動事由 47 異動年月日 48 異動時間 49 新旧区分 50 異動連番 51 納税証明書 52 転通出力回数 53 転通年月日 54 課税額 55 調定年月日 56 納期限年月日 57 納税通知書番号 58 納税通知書番号区分 59 過年度期別 60 収納用更正事由 61 前年度非課税区分 62 合併前自治体コード 63 異動担当者 64 更新区分 65 担当区コード 66 台帳管理元区コード	67 電子申告入力区分 68 燃料の種類コード 69 初度検査年月 70 税率用途区分 71 重課判定コード 72 軽課判定コード 73 燃費基準達成車コード 74 排出ガス適合コード 75 車体の形状コード 76 型式ID文字 77 その他検査事項等コードA 78 その他検査事項等コードB 79 その他検査事項等コードC 80 原動機型式 81 予備項目 82 利用者予備項目
軽自パラメータ				
5	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 調定年度 5 調定年月日 6 納期限年月日	7 過年度1ー5 8 異動担当者 9 予備項目	10 利用者予備項目
軽自税率				
6	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 キー 5 課税年度 6 特例区分	7 税率領域 8 車種コード01ー14 9 税率01ー14	10 異動担当者 11 予備項目 12 利用者予備項目

軽自異動累積				
7	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備1 4 キー 5 調定年度 6 課税年度 7 物件番号 8 履歴連番 9 車種コード 10 標識NOー漢字 11 検索用標識NO 12 現所有者関係 13 受付連番 14 受付連番ー年度 15 受付連番ー連番 16 納税義務者個法区分 17 納税義務者コード 18 運転者区分 19 所有者使用者コード 20 所有者使用者名情報 21 定置場 22 軽自情報	23 車名コード 24 車名 25 車台番号 26 特例区分 27 排気量 28 排気量ー内燃 29 排気量ー電気 30 年式 31 認定番号 32 原動機番号 33 色コード 34 型式 35 課税保留 36 課税保留ー区分 37 課税保留ー開始日 38 課税保留ー終了日 39 届け出年月日 40 登録コード 41 廃車年月日 42 廃車事由 43 ナンバ返還有無 44 非課税区分	45 異動 46 異動事由 47 異動年月日 48 異動時間 49 新旧区分 50 異動連番 51 納税証明書 52 転通出力回数 53 転通年月日 54 課税額 55 調定年月日 56 納期限年月日 57 納税通知書番号 58 納税通知書番号区分 59 過年度期別 60 収納用更正事由 61 前年度非課税区分 62 合併前自治体コード 63 異動担当者 64 更新区分 65 担当区コード 66 台帳管理元区コード	67 電子申告入力区分 68 行番号 69 燃料の種類コード 70 初度検査年月 71 税率用途区分 72 重課判定コード 73 軽課判定コード 74 燃費基準達成車コード 75 排出ガス適合コード 76 車体の形状コード 77 型式ID文字 78 その他検査事項等コードA 79 その他検査事項等コードB 80 その他検査事項等コードC 81 原動機型式 82 予備項目 83 利用者予備項目
標識コード変換				
8	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 キー 5 車種コード 6 標識ー記号	7 標識情報領域 8 標識ー標識 9 異動担当者	10 予備項目 11 利用者予備項目
軽自イメージ管理				
9	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 イメージ管理番号 5 物件番号 6 登録日	7 イメージ備考 8 異動担当者 9 予備項目	10 利用者予備項目
軽自MPN連携				
10	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 行番号 4 税目コード 5 課税根拠年度 6 調定発生年度 7 通知書番号 8 期別	9 異動区分 10 電子収納連携情報有無 11 旧OCR情報 12 新OCR上段 13 新OCR下段 14 納付番号 15 確認番号 16 納付合計額	17 利用者名カナ 18 調定年月日 19 法定納期限 20 納付期限年月日 21 収納サービス利用拒否区分 22 バーコード 23 発行連番 24 物件番号	25 納税義務者コード 26 車種コード 27 標識NOー漢字 28 異動担当者 29 予備項目 30 利用者予備項目
軽自合算調定				
11	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 税目コード 4 課税根拠年度	5 調定発生年度 6 通知書番号 7 期別 8 合算課税額	9 調定年月日 10 納付期限年月日 11 納税義務者コード 12 予備項目	13 利用者予備項目

Ⅳ 事業所税の賦課に関する事務で使用するデータベース(DB)

事業所税システム管理				
1	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 識別キー 4 調定年度	5 基本情報 6 調定情報 7 調定年月 8 調定区分	9 金額情報 10 事業所税予算額 11 基準税額 12 予備項目	13 利用者予備項目
事業所税申告義務者				
2	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 基本情報 5 市内支店宛名コード 6 本店担当課 7 支店担当課 8 申告義務者の備考 9 翌年向け算定期間情報 10 算定期間開始日	10 算定期間終了日 11 申告種別コード 12 決算期 13 決算期変更月割数 14 特殊関係情報 15 特殊関係宛名コード1～5 16 異動情報 17 異動事由コード 18 状態コード 18 同封書類情報	19 同封区分1～5 20 別表情報 21 別表1枚数 22 別表2枚数 23 別表3枚数 24 別表4枚数 25 合併市町村情報 26 合併元自治体コード01～30 27 更新情報 28 異動担当者	29 処理日 30 排他制御 31 納税者ID 32 電子申告該当区分 33 業務内連動区分 34 利用者予備項目 35 業務間法人連携区分 36 予備項目 37 利用者予備項目
事業所税算定期間				
3	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 算定期間開始日 5 算定期間終了日 6 申告種別コード 7 決算期 8 決算期変更月割数	9 特殊関係情報 10 特殊関係宛名コード1～5 11 異動情報 12 異動事由コード 13 状態コード 14 同封書類情報 15 同封区分1～5 16 別表情報	17 別表1枚数 18 別表2枚数 19 別表3枚数 20 別表4枚数 21 合併市町村情報 22 合併元自治体コード01～30 23 更新情報 24 異動担当者	25 処理日 26 排他制御 27 電子申告該当区分 28 業務内連動区分 29 業務間法人連携区分 30 収納連携済納税者ID 31 予備項目 32 利用者予備項目
事業所税申告書				
4	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 算定期間開始日 5 算定期間終了日 6 申告種別コード 7 申告等年月日 8 申告等区分 9 自治体コード 10 事業分情報 11 資産割情報 12 全年事業所床面積 13 月割事業所床面積 14 全年非課税床面積 15 月割非課税床面積 16 全年控除床面積 17 月割控除床面積 18 全年課税標準床面積 19 月割課税標準床面積 20 合計課税標準床面積 21 資産割額 22 申告済資産割額 23 差引資産割額 24 従業者割情報 25 従業者給与総額 26 非課税給与総額 27 控除給与総額 28 課税標準給与総額 29 従業者割額 30 申告済従業者割額 31 差引従業者割額 32 差引事業所税額 33 事業分申告の備考 34 事業分更正決定理由1～4 35 事業分更正通知日	36 新增設分情報 37 建築日 38 新築増築等区分 39 家屋所在地 40 家屋名称 41 家屋用途1 42 家屋用途2 43 棟数 44 新增設床面積 45 新增設非課税床面積 46 新增設控除床面積 47 新增設課税標準 48 新增設事業所税額 49 新增設徴収猶予金額 50 新增設申告済事業所税額 51 新增設差引事業所税額 52 新增設非課税情報 53 新增設非課税コード1～4 54 新增設非課税床面積1～4 55 新增設非課税床面積合計 56 新增設特例情報 57 新增設特例コード1～4 58 新增設特例対象床面積1～4 59 新增設特例割合分子1～4 60 新增設特例割合分母1～4 61 新增設特例控除床面積1～4 62 新增設特例控除床面積合計 63 新增設分更正通知日 64 新增設分更正決定理由1～4 65 減免申請情報 66 減免申請日 67 事業分減免情報 68 資産割減免情報 69 資産割減免対象床面積1～2 70 資産割減免事由1～2	71 資産割減免割合分子1～2 72 資産割減免割合分母1～2 73 資産割減免額1～2 74 従業者割減免情報 75 従業者割減免対象給与総額1～2 76 従業者割減免事由1～2 77 従業者割減免割合分子1～2 78 従業者割減免割合分母1～2 79 従業者割減免額1～2 80 事業分減免額合計 81 新增分減免情報 82 新增分減免対象床面積1～2 83 新增分減免事由1～2 84 新增分減免割合分子1～2 85 新增分減免割合分母1～2 86 新增分減免額1～2 87 新增分減免額合計 88 減免通知日 89 調定情報 90 調定年度 91 調定年月 92 調定区分 93 現年過年区分 94 資産割調定額 95 従業者割調定額 96 事業分調定額 97 新增設調定額 98 資産割還付額情報 99 資割当年歳入現 100 資割当年歳入過 101 資割前年歳入現 102 資割前年歳入過 103 資割歳出現 104 資割歳出過 105 従業者割還付額情報	106 従割当年歳入現 107 従割当年歳入過 108 従割前年歳入現 109 従割前年歳入過 110 従割歳出現 111 従割歳出過 112 新增設還付額情報 113 新增設当年歳入現 114 新增設当年歳入過 115 新增設前年歳入現 116 新增設前年歳入過 117 新增設歳出現 118 新增設歳出過 119 納期限 120 本来納期限 121 法定納期限 122 指定納期限 123 税額更正件数 124 収納消込キー 125 収賦課年度 126 収課税年度 127 収税目 128 収通知書番号 129 収事業年度開始日 130 収申告種別コード 131 収申告区分 132 収内部SEQ 133 収予備 134 収自治体識別コード 135 更新情報 136 異動担当者 137 処理日 138 排他制御 139 予備項目 140 利用者予備項目

事業所税税額更正				
5	1 タイムスタンプ日付	13 元賦課年度	25 調定区分	37 収納調定更正日
	2 タイムスタンプ時刻	14 元課税年度	26 歳入歳出区分	38 収納処理日
	3 宛名コード	15 元税目	27 更正前税額	39 税額更正余白
	4 算定期間開始日	16 元通知書番号	28 更正前資産割額	40 更新情報
	5 算定期間終了日	17 元事業年度開始日	29 更正前従業者割額	41 異動担当者
	6 申告種別コード	18 元申告種別コード	30 更正前新增設額	42 処理日
	7 申告等年月日	19 元申告区分	31 更正後税額	43 排他制御
	8 申告等区分	20 元内部SEQ	32 更正後資産割額	44 予備項目
	9 自治体コード	21 元予備	33 更正後従業者割額	45 利用者予備項目
	10 更正連番	22 元自治体識別コード	34 更正後新增設額	
	11 更正元情報	23 更正結果情報	35 収納出力情報	
	12 更正元消込キー	24 調定年月	36 収納処理区分	